

◎議 事 日 程 (第 2 号)

平成18年 6 月12日 (月曜日) 午前10時00分 開議

- 日程第 1 議案第48号 愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 議案第49号 愛西市乳幼児医療費支給条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第50号 愛西市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第51号 愛西市老人医療費支給条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第52号 愛西市障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第53号 愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第54号 愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第55号 愛西市勝幡地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第56号 愛西市町方地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第57号 愛西市川淵地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第58号 愛西市草平地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第59号 愛西市藤浪地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第60号 愛西市佐屋社会福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第61号 愛西市立田社会福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第62号 愛西市佐織福祉作業所の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第63号 愛西市西保排水処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第64号 愛西市本部田・東條排水処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第65号 愛西市佐屋中央排水処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第66号 愛西市永和台排水処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第67号 愛西市山路地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第68号 愛西市福原地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第69号 愛西市西鶴戸地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第70号 愛西市小茂井地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第71号 愛西市四会地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第72号 愛西市森川地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第73号 愛西市鶴戸東八反割地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第74号 愛西市東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定について

- 日程第28 議案第75号 愛西市西八幡団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について  
 日程第29 議案第76号 愛西市諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について  
 日程第30 議案第77号 平成18年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について  
 日程第31 議案第78号 平成18年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）について  
 日程第32 議案第79号 平成18年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）について  
 日程第33 議案第80号 平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）  
 について  
 日程第34 発議第1号 愛西市議会議員の定数を定める条例の制定について  
 日程第35 請願第2号 小泉首相に靖国参拝の中止を求める意見書提出についての請願につ  
 いて  
 日程第36 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（30名）

1番	前田 芙美子 君	2番	鷺野 聡明 君
3番	三輪 久之 君	4番	日永 貴章 君
5番	吉川 三津子 君	6番	榎本 雅夫 君
7番	岩間 泰彦 君	8番	田中 秀彦 君
9番	村上 守国 君	10番	真野 和久 君
11番	鬼頭 勝治 君	12番	八木 一 君
13番	近藤 健一 君	14番	小沢 照子 君
15番	後藤 和巳 君	16番	堀田 清 君
17番	加藤 和之 君	18番	古江 寛昭 君
19番	大島 功 君	20番	大宮 吉満 君
21番	永井 千年 君	22番	黒田 国昭 君
23番	中村 文子 君	24番	加藤 敏彦 君
25番	加賀 博 君	26番	宮本 和子 君
27番	石崎 たか子 君	28番	佐藤 勇 君
29番	太田 芳郎 君	30番	柴田 義継 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長 八木 忠男 君 助 役 山田 信行 君

教 育 長	青 木 萬 生 君	会 計 室 長	杉 山 政 男 君
総 務 部 長	中 野 正 三 君	企 画 部 長	石 原 光 君
教 育 部 長	八 木 富 夫 君	経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君
		市 民 生 活 ・	
上 下 水 道 部 長	若 山 富 士 夫 君	保 健 部 長	藤 松 岳 文 君
福 祉 部 長	水 谷 正 君	消 防 長	古 川 一 己 君
佐 屋		立 田	
総 合 支 所 長	加 賀 和 彦 君	総 合 支 所 長	伊 藤 忠 俊 君
八 開		佐 織	
総 合 支 所 長	飯 田 十 志 博 君	総 合 支 所 長	山 崎 敏 次 君
下 水 道 課 長	伊 藤 稔 秋 君	児 童 福 祉 課 長	佐 藤 敏 彦 君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	伊 藤 辰 雄	議 事 課 長	服 部 秀 三
書 記	田 尾 武 広		

---

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勇君）

それでは、定刻になりました。

全員御出席でございますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第48号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・議案第48号：愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

通勤の範囲の改定ということではありますが、我々議員にもかかわることですので、具体的な事例を挙げて説明をしていただきたいと思いますと思うんですが、第2条の2の2号で一つの勤務場所から他の勤務場所への移動、そして3号で住居間の移動ということなんですが、これはともに規則で定めるということになっておりまして、その規則を読まないといけないという条例だと思えますよね。こういうケースの場合には、規則案を資料として提出していただかないと正確な理解ができないと思いますので、そのあたりはどうなっているのか、御説明をいただきたいと思えます。

○総務部長（中野正三君）

それでは、お答えを申し上げます。

第2号の括弧書きにつきましてでございますが、これは地方公務員法第38条第1項で規定をいたします営利企業等の従事制限に違反して兼業を行っていた場合には、就業の場所から勤務地への移動を除くという規定でございます。

第3号の括弧書きにつきましては、単身赴任者、単身赴任手当をもらっている者等が赴任先居住と帰省先居住との間の移動を認めるということでございます。

そして、今、永井議員が申されましたこの条例の適用でございますが、私どもとしては、議員、並びにその他の非常勤の方たちにおける愛西市の適用というものはまずないだろうというふうに考えております。ただ、このようなお願いをしたものは、この災害補償法の第69条第3項に、この条例を定めるときには補償の制度と均衡を失したものであってはならないと。非常勤の方においても同じ趣旨の改正を行うことだという形が明記されております。これによってお願いをしたということでございます。以上でございます。

○21番（永井千年君）

あまりないけれども、あり得ない話ではないということだろうと思えますが、具体的に、例えば我々議員というのは、私は議員に専従をしていますが、ここの30名の皆さんの中には多く

の方が兼職を持ってきて、きょうのように議会へ来るにも、自宅から直行という場合でないケースだとか、いろんなケースがあるだろうと思いますが、例えば我々議員の場合はどういうケースが考えられるのか、ちょっと具体例を挙げて説明していただけないでしょうか。

○総務部長（中野正三君）

まだ、他のところとの整合性がとれておりませんので、一つ私自身が考えられることは、例えば、この議会と他の一部事務組合との間が、同日、同じような時間のところでの移動、そのような場合が一つには例として出てくるのではないかと。ただ、向こうとの整合性が出てこなければならぬだろうと思いますけど、今議員が御発言になりました就業の場所というのは、それぞれ御職業をお持ちの方が多うございます。その場合には、この規定にははまらないということでございます。

○議長（佐藤 勇君）

他にございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑もありませんので、これにて終結をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第49号から日程第6・議案第53号まで（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第2・議案第49号：愛西市乳幼児医療費支給条例の一部改正についてから日程第6・議案第53号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正についてまでを会議規則第34条の規定により一括議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

議案第49号から53号について一括して質問をいたします。

私がお尋ねをしたいのは、条例というのは、解釈の余地がなく、わかりやすい文言にしなければならないというふうに思いますので、その点で現行の条例と今度の改正案の条例を読みまして、幾つかの問題点があるのではないかとこのように思ったものですから、一つ一つ質問をしたいと思います。

まず、49号の乳幼児医療費の支給に関する条例であります。これは今、現行の条例における乳幼児の定義というのは第2条の第1項に定めてあります。したがって、改正案の第2条の2の第1項の5行目と、そして第2項の2行目にあります「前条にかかわらず」というのは、正確な表現にしますと「前条第1項にかかわらず」と。第2項は関係ないわけですから、そういう表現にすべきではないかと思っております。

それから、第50号もちょっと見ていただきたいんですが、母子家庭等医療費の支給に関する条例も、現行の条例は第2条第1項各号に該当をして、そして第2項各号に該当しない者が受給資格者とされていると解されますが、この「前条第1項各号に該当する」というだけでは、

受給資格者とはならないのではないかと。「第2号に該当しない者」というのが加わらないと受給資格者にならないと思います。したがって、「前条第1項各号に該当する者」という表現は、「前条第1項各号に該当し、第2項各号に該当しない者」、このような表現にして、明確にすべきではないかというふうに思います。

これは私がしゃべっておっても、皆さんは現行の条例を持ってみえないからあまりよくわからないかもしれませんが、職員の皆さん、ちょっと見ていただいているでしょうか、部長さん、現行の条例を。そうしないと、私が言っていることは意味ありませんので。

それから3番目に、51号、老人医療費の支給条例、これは現行の条例というのは、第2条で受給資格者を規定していますが、改正案は第2条の2第2項で受給資格者とししない者も規定しております。したがって、第3条1行目の「前条」を「前2条」にするという改正は、「前2条」といたしますと受給資格者とししない規定まで含まれてしまうので、正しくは「前2条」ではなくて「前2条で受給資格者とされた者であっても」という表現か、あるいは「第2条の2の第1項の規定にもかかわらず」と、どちらかの表現で明確にすべきではないかと。この後全部そうでありますが、すべて居住地特例によりまして受給資格者とししない者の規定が前に入ってくるものですから、後で出てくる条例については、その点をきちっと排除した表現にしなくちゃいけないというふうに思います。

52号、障害者医療費支給条例、これは現行の条例は第3条で受給資格者を規定していますが、改正案は第3条の2の第2項で受給資格者とししない者を規定しております。したがって、この条例では第4条1行目の「前条」という表現を「前2条」といたしますと、受給資格者とししない規定まで含まれてしまうので、正しくは「前2条で受給資格者とされたものであっても」か、「第3条、第3条の2第1項の規定にもかかわらず」とすべきであると思います。

同じく、53号の精神障害者医療費支給条例は、52号と同じ第3条、第4条の関係でありますので省略をいたします。

私も条例を直接つくったのは、立田村議会におきまして何度か条例の改正案や、あるいは住民投票条例など関与しただけで、どういう法則で条例の文言というのがされなければいけないのかということについてよくわからないところもありますので、私が読んでこのように疑問を感じる、理解できないというところが含まれておりますので、だれが読んでもよくわかる条例ということで説明をしていただきたいと思います。事前に担当の課長さんと話をしましたら、これは県の準則に基づいて行われておるということでありますので、県の準則といっても、これはかつて県の準則が間違っていたということもありますから、県の準則をそのままに書くということではなくて、一つ一つ吟味をしていただく必要があると思います。説明を求めます。

それからもう一つは、この議案第49号から53号のそれぞれについて、居住地特例の第1項による増加分、そして第2項による減額分の人数、そして金額、愛西市にとってはプラスになるのか、マイナスになるのか、それぞれ今どこまで推定数字をお持ちなのかちょっとわかりませんが、乳幼児、母子家庭、老人、障害者、精神障害者、それぞれについてプラスの要因、マイナスの要因、そして全体としてどうなのかということの説明をいただきたいと思います。

以上、大きく2点お願いいたします。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

条文の表現についてでございますが、先ほど永井議員の質問の中にもありましたように、この条例につきましては、県の準則に従いまして作成をいたしております。また、再度、県の見解も聞いておりますが、現行の表現でその規定する内容が変わるものでもないことから、現状のままで御理解をいただきたいと考えております。

次に2点目ですが、この議案の中で愛西市に関係をしてみたいのは、愛西市障害者医療費支給条例の一部改正におきまして該当が出てまいります。その増分につきましては、平成18年4月30日現在で37名の方が市外の施設に入所されておりました。これを18年度当初予算ベースで医療費で年間換算いたしますと約300万円ほどとなります。第2項に係る減額分につきましては、同様の換算でございますが、4人ございまして、32万ほどになろうかと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○21番（永井千年君）**

私が質問したのは、よく聞いていただいたと思ひますけど、県の準則、県に聞いたけど、おかしくないからいいですよという質問をしたわけではありませぬ。これはほかの条例との関係もありますが、こういうケースというのは否定と肯定、こういう場合は適用されますよ、こういう場合は適用されませぬよというのが前段階で来たときに、後段のその説明は前段で適用条項だけが該当するということでありませぬので、その点を明確にする必要はないのかどうかということを知ったので、なぜ明確にする必要がないのか。要するに、条例というのは適用されない部分を含まれておったとしても、適用される部分が含まれておる表現であればいいということなのか、より明確に適用される場合だけを文言として書くというふうにした方がいいのかということを知っておるわけでありませぬ、その点はどなたに聞いたらいいかちょっとよくわかりませぬが、ほかの条例なんかはどうなっているのかも含めて説明をしていただきたいんですね。そういう質問です、聞いておるのは。それで、私は、より明確にするには先ほど私が言ったようにした方がよりわかりやすいということをお提案したのであって、ちょっと答弁が不十分だと思ひますので、もう一度説明をしていただきたいと思ひます。

それから、二つ目の質問については、要するに老人と言われませぬか、今。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

議案第52号：愛西市障害者医療費支給条例の一部改正についてのみ該当があるということでお願ひをいただきたい。

**○21番（永井千年君）**

現在はプラスが300万でマイナスが32万ですから268万円、昨年の実績でいうと持ち出しがふえるということでありませぬが、その他の条例については現在対象がないけど、これから発生して来る可能性はないんでしょうか。全部もう調査済みというのか、愛西市旧4町村から各施設に出ていった人たち、この障害者の条例以外にはないというふうにお願ひをいただきたいのか、あるいはまた、これからそういうのが出て来る可能もあるということなのか、ちょっと説明く

ださい。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

先ほど、条文の表現の関係でございますが、十分適正に読み取れることから、この改正案でお願いをしまいたいと思っております。

また、ほかの条例の関係でございますが、長期入院等ありますれば、これからも出てまいる可能性はございますが、現段階ではございませんので御報告を申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第54号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第7・議案第54号：愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第55号から日程第12・議案第59号まで（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第8・議案第55号：愛西市勝幡地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから日程第12・議案第59号：愛西市藤浪地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてまでを会議規則第34条の規定により一括議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、通告に基づいて質問をさせていただきます。

今回の指定管理者に係る条例案として55号から76号まであるわけでありましたが、まず55号からコミュニティセンターの指定管理について発言をします。

まず第1点目として、以降についてもかかわる問題がありますが、今回の地域防災コミュニティセンターの指定管理については平成20年まで、そしてそれ以外、例えば福祉会館については23年まで、またコミュニティー・プラントなどについては平成21年までというふうに指定期間が異なっています。これは当然、条例等の中でもそういう形になっていると思っておりますけれども、こうした指定期間が異なっている合理的な理由についてまず説明をお願いします。

また、第55号から59号について、63号から76号についても同様であります。こうした指定管理団体においては毎年のように団体の代表者が異なっていくという場合が考えられますが、そうした場合の団体の住所等の変更、あるいは代表者等の変更についてはどのような手続を行っていくのかということについてお尋ねをいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、コミュニティセンターの関係の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、指定期間の異なる理由の関係でございますけれども、真野議員御承知のとおり、佐織地区の防災コミュニティセンターにつきましては5館ございます。開館以来から今日まで、それぞれの施設の管理を、その地域に密着したボランティア活動を行っているコミュニティー推進協議会が現状管理を行っていただいておりますのは、御承知のとおりでございます。それで、今回につきましては、そうした経緯を踏まえまして、今回の指定管理者制度に当たりましては、まず現状の管理形態を尊重した上でやっていくのがよいのではないかと考えております。ただ、将来的な課題もございますので、例えばその施設の管理人の常駐の問題ですね。それから、指定管理料をどう算定するのか。使用料金制度の導入も当然視野に入れていかなければなりませんことから、少し時間をかけて協議をしていただく必要があるという判断をさせていただきました。したがって、このような状況の中で、今回の指定管理期間につきましては現状体制を継続する、1年7ヵ月間の短期間とすることで、これは協議会のそれぞれ新旧会長さんですか、そういったところと、いわゆるその協議会の間で調整をとっていただきまして、いろいろ御意見を聞いた上で、こういった期間を設定させていただいたという経緯でございます。

それから、代表者が変更になる場合の対応につきましては、愛西市の公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則第7条にも規定をしておりますけれども、いわゆるその指定管理者から変更届け出書を出していただき、その都度変更があれば届け出書を出していただき、処理をさせていただくということでございます。よろしくお願い申し上げます。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、第60号から62号の福祉の関係でございます。指定期間が異なる理由はということでございます。社会福祉施設につきましては、最長の期間で問題ないと判断をいたしました。以上でございます。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは、63号から76号についての関係でございますが、集落排水、並びに地域し尿処理施設等の期間につきましては、合併協議の中で当分5年間については現行のまま推移するというふうで確認されておりますので、その確認事項に従いまして、期間を20年度末というふうで指定をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○10番（真野和久君）

それでは、管理者となる団体の代表者が変更になる場合の問題ですけれども、先ほど変更届を出していただくということでありましたが、これは毎年かわった場合には向こうから自主的

に出してもらおうというのか、あるいは市の方からお願いをして出していただくというのか、その辺についてはどういうふうにされるんですか。

**○企画部長（石原 光君）**

代表者の変更届の関係でございますけれども、確かに施行規則の方にも規定もございますし、かわった都度、それぞれの団体の方からこちらの方へ出していただくという形でお願いをしていきたいというふうに考えております。

**○10番（真野和久君）**

ということは、基本的に自主的に出してもらおうということですね。わかりました。この団体の代表者がかわるということで、自主的に出してもらおうということではありますが、こうした団体の代表者がかわっていくことについて、別に管理団体の指定した内容についてどうこうという問題があるわけではないんですけれども、ただ団体がこれから当然、代表者がどんどんかわっていくことでの指定管理団体としての継続性とか、そうした問題については問題はないということだと思います。

**○企画部長（石原 光君）**

指定管理者の指定については、団体に対して指定をするという一つの考え方を持っておりますので、今回議案で上程をさせていただいておる施設そのものすべてですけれども、変わりはないというふうに考えております。

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○5番（吉川三津子君）**

指定管理者制度全般についてお伺いしたいと思います。

指定管理者制度となると、行政処分というか、そういった権限を持つわけなんですけれども、守秘義務とか情報公開、それからそういった行政処分の権限等についてどう周知されているのか、1点お伺いしたいと思います。

それから、次の1点ですが、今回こういった排水とかコミュニティセンターということで、今までの管理者に引き続き指定管理をお願いすることなんですけれども、今後、指定管理者制度がほかの施設にも広がっていくことを考えますと、この指定管理者制度をどう運用していくかということも、今の段階できちんとしていかなければいけないと考えております。

そこで、地方自治法で首長や議長の兼業禁止が定められております。その問題について、この指定管理者を指定するに当たって、こういったこの地方自治法との兼ね合いを考えていらっしゃるのか。また、この指定管理者制度自体、上位法がないわけですので、市独自の判断でいろんな運用ができるというふうに考えておりますが、その点について愛西市の考えはどうか、お伺いしたいと思います。

それからあと、コミュニティセンター全般の課題についてちょっとお聞きしたいんですけれども、市内のコミュニティセンターの貸し出しの方法の周知については今どのようになっているのか。それから、こういったセンターの貸し出しが広く今、地域だけではなく利用されてい

る状況なのか、お伺いしたいと思います。

それから、指定管理者制度になってメリット・デメリット、こういったことを考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

それからもう1点、コミュニティセンターの指定管理者制度という委託の範囲が大体3段階あると思うんです。管理のみとか、それから2番目には軽微な修理まで、それから全体のすべてお任せするという、大体3段階があると思いますけれども、その委託の範囲はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の守秘義務、情報の公開等、あるいはまた行政処分の関係についてでございますが、これは現状、指定管理者の指定の手續等に関する条例、これは12月に議決をいただきましたけれども、その中に規定をさせていただいております。この手續条例の第6条におきまして、協定書において、また個人情報保護条例の遵守と情報公開条例に基づく必要な措置を講ずるよう努めることとするという規定もしております。したがって、先ほど申し上げました守秘事務、情報の公開等、あるいは行政処分についてもこれから協定を結んでいくわけでございますけれども、その協定書にもこういった内容をきちっと規定をさせていただくこととなります。協定書の締結の際には、行政の立場として指導を徹底していくということを考えております。

それから2点目の、兼業禁止の関係についての御質問でございますが、いわゆる指定管理者による公の施設の管理は、地方公共団体から管理・権限の委任により、要は当該地方公共団体にかわってやっていただくものでございます。したがって、請負には当たらないと考えております。地方自治法上の兼業禁止の規定は、指定管理者については適用されないというふうに解釈ができるわけでございます。ただ、構成が、いわゆる指定管理者の選定といいますか、あるいは住民の皆さん、市民の皆さんの感覚といった観点からいたしますと、それは望ましいことではないというふうに考えております。したがって、市といたしましては、今後、指定管理者の公募という形になりますと、募集要領等を当然整備をしていかなければなりませんので、その兼業禁止について、この募集要綱の中できちっと規定をしていくべきであろうというふうに現時点では考えております。

それから二つ目の、コミュニティセンターの使用の周知方法の関係でございますが、御案内のとおり、今、市内にコミュニティセンターは9施設ございます。佐屋地区の二つの施設、市江、永和あるわけでございますが、ここの現状の体制につきましては、市江出張所職員及び永和児童館の職員。また、立田にも二つの施設があるわけでございますが、これは運営協議会との連携のもとにシルバー人材センターによる委託ということで、管理人が常駐して貸し館業務を行っております。ただ、佐織地区の5館の施設につきましては、地元協議会の管理のもとということになっておりまして、管理人が常駐されてみえる施設もありますが、会長さんが自宅で申し込みの受け付けをやられて、この貸し館業務を行ってみえるという施設もございます。

当然、そういった管理人が常駐していないような無人の施設におきましては、ホームページでも市民の皆さん方に一応周知をさせていただいておりますけれども、そういったところにおきましては、企画課の方へ御連絡をいただいて、その使用の案内などを行っているというのが現状の対応の状況です。

それから2点目の、メリット・デメリットの関係につきましては、これは利用者、管理者、行政ですね。これにとってメリットがあるというのが一番重要だというふうに思っております。それで、今回の佐織地区のコミュニティセンターの指定管理者制度導入につきましては、いわゆる自治法の改正ということで、その自治法との整合性を図ることを優先いたしまして、現行の使用形態を継続していくという一つの考え方で今回お願いをした経緯でございます。今後、そのメリット・デメリットにつきましては、3者、いわゆる行政、管理者、利用者、その中でお互いにメリットが得られるような検討といたしますか、そういったものを今後きちっと進めていかなければならないというふうに現時点では考えております。

それから、最後の委託の範囲でございますけれども、現状のそれぞれのセンターの設置及び管理に関する条例にも規定をしてございますように、まずコミュニティセンターの使用の許可、あるいは不許可、それから条件の付与、取り消し及び中止命令に関する貸し館業務ですね。それから消耗品の管理とか、先ほど議員からお話しございましたように、小規模修繕といったコミュニティセンター維持管理に関する業務というのをお願いしていくという形になるのではないかとこのふうには現時点で考えております。以上です。

#### ○5番（吉川三津子君）

地方自治法の関係で契約請負ではないということで、指定管理者制度、いろんな自治体で問題を起こしております。その辺、愛西市としてどうしていくかということをしっかりと考えていただいております。その辺、大変安心しております。

それから、先ほど市内のコミュニティセンターの貸し出しにつきましては、やはり借りるのに大変だということで大変御意見をいただいておりますので、指定管理者導入後、徐々に改善をお願いしたいと思います。

それから、もう1点お聞きしたいのは、この指定管理者導入に当たって、今までかけていたコスト、それから指定管理者に移行することによってどれだけの差があるのか、全く同じなのか、いろんな業務をお任せすることによって多少ふえているのか、その辺についてちょっと伺いしたいと思います。

#### ○企画部長（石原 光君）

増減の関係なんですけれども、基本的には現状維持、体制を継続していただくというのが原則で今回お願いしておりますので、今おっしゃったきちとしたコスト的なものについてはちょっと現時点では出ておりません。あくまでも現状体制を維持していただくということでございます。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、21番・永井千年議員、どうぞ。

## ○21番（永井千年君）

先ほど、63号と76号について触れられていましたが、一応別々に聞きますね。

まず、議案第55号から59号についての、一つは指定管理者選定委員会についてであります。今回の提出いただいた指定管理者申請団体の一覧を見ますと、例えば藤浪地区のコミュニティ推進協議会の会長は八木忠彦さんと。その方が指定管理者の選定委員会の委員長ということになっておりますので、これは純粋に手続の問題で、このようにみずからを指定するというような形になってしまうような選定委員会の構成というのは好ましくないというふうに思います。これは改善を図っていただく必要があるというふうに思いますが、この選定委員会が開かれた5月9日の段階で選定されたということでもありますけれども、この出てきた名簿というのはいつの段階の名簿なのか。選定された日現在の名簿なのか、その後、総会等が開かれて代表者が変わった名簿なのか、そのあたりもちょっとよくわからないので、説明をいただきたいというふうに思います。

それから、もともとこの選定に係る候補になるに当たって文書のやりとりというのが当然あるだろうと思いますが、そういう申請を実際に白紙を持って行って、これちょっと書いてちょうということなのか、それとも事実上、行政の側が代行をして書類のやりとりをしているのか、その辺ちょっと具体的に、指定管理者の能力といっても代表者の能力が主な部分かもしれませんが、代表者がそういう実務になれた人であればそういうものはきちっと行えるし、なれた人でない場合はなかなかうまくやれないということにもなるかと思いますが、そのあたり、それぞれの団体にきちんとした、そういう意味での実務能力を身につけてやっていただく必要があると思いますので、今回の選定に当たってのやりとりはどのような状態だったのか、具体的に説明いただけるでしょうか。

## ○企画部長（石原 光君）

まず、選定委員の中に協議会の会長さんが含まれておるので改善すべきじゃないかという御質問に対してお答えをさせていただきます。

今回、選定委員の関係につきましては、佐織地区の駐在員会の代表者4名の方をお願いをいたしました。その中にコミュニティ推進協議会の会長を兼ねておられる方が1名ございましたのも承知をしておりました。ですけれども、委員長は委員の互選により定めるという選定委員会の設置要綱によりまして、この委員の互選によってたまたまその方が選ばれたという一つの結果でございまして、あくまでも委嘱については佐織地区の駐在員の代表者という形で委員の方をお願いしております。

それで、改善の関係でございしますが、その要綱の中にも、当該施設に深く関係のある者という一つの規定を遵守しまして、その中から選定をさせていただいたというのも事実でございします。

それで、名簿の関係でございしますが、これは当然、総会後において名簿については提出をしていただいたと。

それから、申請の関係ですけれども、当然、各団体、実績のある推進協議会ばかりでござい

ますので、当然、指定の申請につきましても、ある程度この手続の手法については、こちらの方から指導した分もございますけれども、申請書についてはすべて協議会の方から申請をさせていただいております。以上です。

#### ○21番（永井千年君）

選定委員会というのは、施設に深く関係のある方に頼んでいるので、代表者と兼ねていても構わないと。委員長だけのことを言うっておるわけじゃなくて、僕は委員にその代表者を、当該選定する代表者を委員に入れるのは、これはどう考えてもおかしいと思うんですよね。ですから、これは手続上で紛れのないように、きちんとそれぞれの代表者がだれだということを確認していただければできることでありますので、今後改善を図っていただく必要があるだろうというふうに思いますが、今のお話だと、何か改善を図る必要はない、たまたま施設に深く関係のある者を選んでおるので、たまたま互選で選ばれただけだからというような感じで、改善を図る必要はないというようなニュアンスで聞こえますが、その点どうでしょうか。

#### ○企画部長（石原 光君）

今回のコミュニティセンターの指定につきましては、あくまでも任意指定でございます。コミュニティセンターという特殊性というものをよく判断いたしまして、先ほど申しあげましたように、当該施設に深く関係のある者という中で委員の選定をした経緯でございます。したがって、現時点では改善するという考え方は持ち合わせておりません。

#### ○21番（永井千年君）

どうにも理解がよくできないんですが、僕は最低限のことを言うっておるだけなんですけど、関係ある者の中でも選定委員の中に代表者を選ばないということが必要ではないでしょうか。これは、他の63号と76号でも同じような問題がありますけれども、どうして今の企画部長のように言い張られるのか、ちょっと僕はよく理解できない。先ほども兼業禁止には該当しないけれども、市民感覚では望ましくない云々というやりとりがありましたよね。この問題でも同じような言い方ができるだろうと思うんですよ。今後の指定管理の問題もありますから、そのようなことが起こるのはまずいということで、今回はこういうことでもう既に選ぶわけだけど、次からはこういう形にはしないというなら僕は理解できるんですけど、いや、次もこのようにしますよ、関係者を選ぶことになっているから別に金を取ったって構わないというのは、先ほど言われた市民感覚という点でいいますと全く理解できない。もう一度、再答弁お願いしたいんですが。

#### ○助役（山田信行君）

永井議員の御質問にお答えいたしますけれども、今回の審査会、私も委員の一人でございます。御発言がありましたように、こういった審査は公平、厳選に行わなければならないというところからすれば、若干誤解を招くような人選であったかもしれません。そういったことは、今後に当たりましては、誤解を受けないような審査委員のメンバーでもって慎重に審査をしていきたいと考えております。

#### ○21番（永井千年君）

今の助役の答弁は、企画部長の答弁の訂正というふうに理解してよろしいでしょうか。

○助役（山田信行君）

どのように見直すか、要は誤解を招かないような審査委員のメンバーで審査をしていく、そういう考えでございます。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時からということにいたしますので、よろしく申し上げます。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは、休憩を解きまして会議を進めさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第60号から日程第15・議案第62号まで（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第13・議案第60号：愛西市佐屋社会福祉会館の指定管理者の指定についてから日程第15・議案第62号：愛西市佐織福祉作業所の指定管理者の指定についてまでを会議規則第34条の規定により一括議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、質問します。

議案第60号についてですが、愛西市佐屋福祉会館については、今回、指定管理者となる団体として愛西市シルバー人材センターにという形になっております。ただ、ここについては、例えば愛西市の社会福祉協議会なども一緒に入っているわけですが、そうしたところの運営などについて今後変更があるのかどうかについて、まずお尋ねをいたします。

○福祉部長（水谷 正君）

それでは、お答えさせていただきます。

シルバー人材センターと社会福祉協議会が利用しているがということでございます。この両方の団体とも事務室としての利用が主でございます。よって、運営上の変更はございません。以上でございます。

○10番（真野和久君）

両方とも事務室というふうに言っていますが、ただ基本的に指定管理をするのはシルバー人材ですので、その点では社会福祉協議会が事務所を借りているというのは、直接市から借りる

という形になるのか、あるいはシルバー人材から借りるという形になるのか、そういったところなどについてどうなっているのかなというのが基本的な疑問なので、そういう点について詳しくお話をしていただきたいということです。

それとまた、これ以外にも61号と62号、立田社会福祉会館、あるいは福祉作業所等の指定管理についても今回やられていますけれども、その点での、例えば運営とか、あるいは特に作業所などでは利用者に対する変更とか、そうしたものがあのかどうかについてもあわせて答弁をお願いします。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

お答えさせていただきます。

この指定につきましては、資料の方にも任意指定の4で理由ということでございまして、社会福祉に精通しており、地域社会からの信望も厚くということで、事業の継続性という観点や過去からの実績から判断いたしまして、シルバー人材センターを佐屋の福祉会館の指定管理者の候補者として指定することが最適であるということを考えまして、今回、指定管理者の指定についてという議案をお願いしておるものでございます。

また、利用等につきましては、今までと全く変わらないといえますか、運営上も何ら遜色ないということでございます。

#### ○10番（真野和久君）

ほかのところについて、基本的に利用者等の影響はないということはわかりました。ただ、佐屋の福祉会館において、シルバー人材センターが指定管理者になりますよね。その点で、例えばの話ですけれども、社会福祉協議会は指定管理者であるシルバー人材センターに対して利用料の納付とかの何らかの義務を負うとか、そういう形になったりとかということはあるんですか。例えば、家主とたな子のような関係になったりはするんでしょうか。そういう点は行わなくていいということなんでしょうか。そういうことなんですけど。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

その件につきましては、すべて無償ということでございます。ですから、貸し借りの関係につきましても、無償でやっていただいておりますのが現状でございます。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○5番（吉川三津子君）

今、福祉作業所のことが出たんですけれども、こういった指定管理者が社会福祉協議会になった場合、ほかの作業所の運営というのは、佐織の福祉作業所の場合は直接指定管理者ということで社会福祉協議会が受けるわけなんですけれども、ほかの地域の運営というのは佐織と変わってくるのか、その辺ちょっとお伺いしたいということと、それからあと自立支援法が導入されまして、ここに通っていらっしゃる方たちは、職をある程度持って自立をしていかなければならなくなってきましたが、指定管理者指定に当たっていろんな事業計画が提出されたと思いますけれども、自立支援法関連の事業展開とか、そういったことがそういうことに記さ

れているかどうか、お聞きしたいと思います。

**○福祉部長（水谷 正君）**

それでは、御答弁させていただきます。

他地域の作業所の運営はどうなっていくのかということですが、こちらにつきましては指定職員の身分の問題もございます。現況のまま運営し、4カ所の施設はそのまま活用しながら、職員間の交流とか打ち合わせを密にして、運営面の充実を図りたいと考えています。

二つ目の、自立支援法の導入により運営はどう変わってきているか、また事業計画にはどう生かされているかということですが、運営につきましては大きな変化はございません。海部福祉圏域での打ち合わせの中でも、委託、直営でございますが、当分、現況のままの運営を考えているという市町村がほとんどでございました。事業計画にどう生かされているかということですが、自立支援法は10月より実施されます。今後は、こういった事業計画を生かしていきたいということを考えています。以上でございます。

**○5番（吉川三津子君）**

ということは、今回の事業計画の中には、自立支援法に関する事業計画というのは出てきていないということでしょうか。

それからもう1点、先ほど、この施設ではないですけれども、無償で社会福祉協議会の方に貸しているという問題で、シルバー人材センターの方は社会福祉協議会の施設の利用状況について把握して、館全体を管理していくような体制は整っているのか、その辺がちょっと心配になりました。その2点をちょっとお伺いしたいと思います。

**○福祉部長（水谷 正君）**

事業計画につきましては、この法律が10月1日から実施ということですが、現在は生かされておりません。今後、生かしていきたいということですが、

それから、シルバー人材センターと社会福祉協議会の関係でございますが、シルバー人材センターにつきましては今までやってみえて、社会福祉協議会も本所、支所ということで分かれまして、今までと同じように無償でお互いにやっていただきたいと思います。以上でございます。

**○5番（吉川三津子君）**

ただいま、自立支援法の関係の事業が事業計画の方に入ってきていないということになりますと、またその時期になって何らかの契約の変更が出てくるのか、新たなそういった取り組みは当然していかなきゃいけないと思うんですけれども、そういったものが出てくるのかお聞きしたいということと。先ほどから私が申し上げたいのは、シルバー人材センターにその館の管理を委託するということは、社会福祉協議会が使っているスペース等についてもすべてシルバー人材センターが管理していくことになると思いますが、電気代等も無償なのか、その辺もちょっとお聞きしたいんですけれども、そういった金銭のやりとりが生じてこないのか、その辺をシルバー人材センターともう既に密な話し合いがされていないと、これはトラブルのもととなると思いますけれども、その辺どうなっているのかをお伺いしたいと思います。

○福祉部長（水谷 正君）

事業計画に生かされていないかということでございますが、当分現況のままの運営を考えている市町村がほとんどでございました。

それから、シルバー人材センターと社会福祉協議会につきましては無償ということでございまして、お互いに連絡をとり合うといいますか、そういったことは密にして事業をやっていたとおもっております。

○5番（吉川三津子君）

多分、自立支援法の関係はそのままではだめだろうと思っておりますので、その時期が来ましたらきちっとやっていかなければいけない問題だと思いますので、その点、再度、部内の方で考えていただきたいと思っております。

それから、先ほど申し上げているシルバー人材センター管理という問題につきましては、無償だとかそういった問題ではなく、館全体についてシルバー人材センターが責任を持って管理をするというのが指定管理者であります。ですから、そこで社会福祉協議会が事故を起こしてもいけませんし、すべての責任をシルバー人材センターが負うということでありますので、社会福祉協議会の事務所の使い方、そういったことについてもシルバー人材センターが把握しながら運用していかなければならないことでもありますので、その辺、再度周知なりしていかないと、大変無責任な状況で指定管理者というのがスタートすることになると思っておりますので、その辺、再度話し合いなりしていただかなければいけないと思っておりますが、どうでしょうか。

○福祉部長（水谷 正君）

今後、上程させていただきまして、その後、お認めいただいて議決されましたならば、相手のシルバー人材センターとよくお話をさせていただきまして、契約をしたいということを考えております。シルバーの方に対しても、いろんな面でこういったことについてということや何かを細かく打ち合わせをさせていただいて、今後、運営に当たっていきたくて考えております。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第63号から日程第29・議案第76号まで（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第16・議案第63号：愛西市西保排水処理施設の指定管理者の指定についてから日程第29・議案第76号：愛西市諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定についてまでを会議規則第34条の規定により一括議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

先に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、質問させていただきます。

63号から76号について、先ほど永井議員の質問にもありましたが、特にこの集落排水とコミ

ユニティー・プラントの指定管理については、単にたまたま委員と指定管理者の代表者が一緒であるという状況ではなくて、もともとこの委員長、あるいは委員の中にそのまま管理組合の代表者が入っていて、その方たちによって今回の指定管理者が指定をされているという状況になっています。これは、形式上の問題ということだけで済まされない、やはりしっかりとそうした体制についてはただしていくことが必要ではないかというふうに思います。先ほど助役から、コミュニティセンターの指定管理の選定委員の問題について今後考えていくという話もありましたが、この集落排水等の施設の委員の問題についても問題があると思いますが、どういうふうにお考えでしょうか。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

今の御質問の関係でございますが、先ほど企画部長、それから助役等が答弁をした内容とほぼ同様でございますが、なぜ当該施設に深く関係のある者を任命したかということについてでございますが、集落排水処理施設等は公の施設でありまして、限られた区域の排水をよくするというので、建設段階から深くかかわり合いもございまして、また現在も維持管理等お願いしておる関係などで、当該施設について一番の理解者であるというふうに私ども認識をいたしました。そのような立場で選定していくのが望ましいのではないかとすることを考えまして、選定をさせていただいたわけでございます。

**○10番（真野和久君）**

確かに、この地域の利用者等で一番地元の中で知っている人という形で管理組合の組合長さんが委員に入っているということだと思いますが、しかし現実の問題として、その指定管理を受ける団体の代表者がそのまま委員に入っているということ自身が、そもそも選考する段階のところで問題だというふうに認識されなかったのか。ここは大きな問題だと思うんですね。確かに今回の指定管理の問題にしても、これまで地元管理ですよという形で地元の方々に管理をしていただいてやってきたわけですし、今後もできるだけ地元の皆さんに管理をしていただきたいという形での指定管理ということ自身が問題だということではないんですけれども、指定管理者として、指定管理団体として申請をして、それを決定するという点については、何らかの客観的にきちっと検証をしていくことが必要だと思うんですよ。その点でも、当該団体の代表者がそのまま委員として入っているということは、そうした検証をしていく上でも大きな問題だと思うんですね。その点で、そもそも今回の指定管理者を選定する段階のところで本当に問題にならなかったのかどうかということと、やはりこれは問題だと思いますので、今後どうしていくのかについて、もう一度お尋ねします。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

私どもの選定委員会の中では、先ほどの真野議員の御質問についての疑義等は出ておりませんでした。

なお、今後については、前回助役が答弁いたしておりますので、そのような方策でいきたいと思っております。

**○10番（真野和久君）**

ぜひとも今後、形式的なことだということではなくて、これからは民間の営利団体等に指定管理などを行う場合に、例えばそうした団体の会社の代表者がたまたま愛西市の中のこうした選定委員などの諮問会議や何かの代表者として入っていたとかということがあった場合に、それと同じじゃないかという話になりかねないわけですよ。そういった点もありますので、そこは幾ら形の上でということであっても、実質的な問題では確かにそうでしょうけれども、形式的な問題においてもきっちりとやっていくことが必要だと思いますので、ぜひとも改善をよろしくお願いいたします。以上です。

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○5番（吉川三津子君）**

排水全般についてお伺いしたいんですが、いつも問題になっているのは、どこまで委託するのかということで、大変故障もこれから多くなってくると思いますけれども、その辺、契約とか協定の中でどういった範囲までということで明記されているのか、お伺いしたいと思います。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

どこまで具体的に業務をやっていただくかという点でございますが、具体的には排水処理施設の維持管理に関する業務ということ、それから使用料等の徴収に関する業務、これには維持管理分担金等も含まれます。それから、個人から市へ提出書類の経由、要するに地元管理組合を経由して出していただく関係、それから供用率向上、普及啓発に関する業務、その他本事業の目的達成に必要な事項に関する業務と、こんなような内容で書かせていただいております。実質的には、指定管理者制度をする以前から組合でお願いしておる業務をそのまま引き継いでやっていただくというふうになっております。よろしくお願いいたします。

**○5番（吉川三津子君）**

先ほど、維持管理業務ということで、いつも問題になっているのはどの辺までの修理とするのかということと、それから、今、少し問題になってきておりますのは、住んでいらっしゃる方が農業集落排水に加盟していらっしゃるという方があるんですけれども、そういった場合というのは基本料金が毎月発生するのか、そういったものについての徴収はどうなっていくのか、どうなっているのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

1点目の、どこまで実際に維持管理の仕事という関係でございますが、軽微な修理、要するにベルトが切れたとか、具体的に申しますと、モーターがちょっと疲れてきたと、その程度については維持管理組合の方でやっていただくというふうになっております。なお、重大な大きな故障、常識的に見て、相当多額の費用が必要とか、そういう場合については、またそれぞれ担当課と御相談申し上げて進めるというふうになっております。

それから2点目の、要するに住んでいないけど集落排水に加入しているという方でございますが、この場合については休止届というシステムがございまして、例えばどこかへ転勤しちゃって全く何年間いないよという場合には、あらかじめ休止届というのを出していただくと、

そうすると基本料金や何かもいただかなくて済むという手続上の制度を持っております。以上でございます。

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、21番・永井千年議員、どうぞ。

**○21番（永井千年君）**

通告は、今、真野議員が質問した内容とダブりますので、省略をいたします。

この63号から76号までの指定管理につきましては、今まで、例えば消費税の課税問題でありますとか、みなし法人の問題とか、さまざまな問題が発生をしております、利用料金についても2年に1度あるときには本当に毎年のように引き下げが行われたり、この維持管理業務、使用料の徴収業務というのはなかなか大変だという話を聞いてもおります。したがって、それぞれコミプラと農集排と少し違うかもしれませんが、それぞれの事業報告を毎年出してくださいわけでありますから、その内容をきちっと精査した上で、現状のままの管理組合の役員体制で大丈夫かどうかということを審査していただく必要があると思うんですよね。そういう点をきちっとチェックできる能力のある審査委員会にしていかなければならないのではないかと。ただ経験があるからということで審査委員会を構成してはだめだと思うんですよね。その点で決算などの折にはぜひともそれぞれの組合の報告なども資料としていただいて、その内容についてもチェックさせていただきたいんですが、その点、選定に際してチェックを入れた項目についてお聞かせ願えないでしょうか。きちっとした事業報告、決算書等を見た上で選定が行われているのかどうか、改めてお尋ねをいたします。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

決算関係でございますが、全部で12団体ございまして、指定管理者では14団体でございますが、まだ供用を今年したばかりということで、2団体については除かせていただいております。それで、先ほど議員の御指摘のように、私どもも会計のプロじゃないものですから、ただ経験的にはまあまあ積んできたつもりで中を見せていただいております。それで、現在、各組合とも何とかぎりぎり黒字、すごい黒字ではありませんがというところでやっていただけておるといふふうに認識しております。ただ、非常に黒字幅が大きくなったりとか、また赤字、当然少々の修理とか何かはなしに、ただの非常の経常的な収支のみでやってみえる場合も、万が一ちょっと壊れたときにもその費用の捻出がというところも見受けられますので、そういったところにつきましては、また私どもそれぞれ地域振興課が窓口となっておりますが、そちらを通じて料金について、僭越ですが物を言わせていただくという方針は持っております、今後もまたそういう方針で健全な管理をしていただくように指導させていただきたいと思っております。簡単ですが、以上でございます。

**○21番（永井千年君）**

先ほど指摘しました、みなし法人の話は、翌会計年度の末までに余剰金が出た場合については市に返すということになっていると思います。それで、今言われました軽微な修理などを本当に賄えるかどうか。それぞれ各団体、組合費の金額なども多分違うだろうと思いますので、

その点はどのようにやっていくのか。ずうっと余剰金が積み重なって行って蓄積されていくわけじゃありませんので、今、若山さんが言われた話がちょっとわかりにくかったんですが、軽微な修理なときですね。もう一度、丁寧に説明していただけないでしょうか。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

ちょっと説明が足らなかった部分がございます、たまたま、例えば売り上げが100万円あったとしますと、支出の方も98万か99万ということで、ほぼ余剰金が出ない程度のぎりぎりの運営をされてみえる組合もございました。それで、これについてちょっと心配しまして、先ほど私が発言したように、万が一何か起きた場合に軽微な修理もできないということは心配じゃないかなということで申し上げたわけでございます。たまたまその組合についても、もう少し詳しく担当に聞きましたところ、実はこの組合はそれぞれ私どもの報告にはない基金をお持ちで、足りないときにはその基金を崩して運用されるから心配はありませんよというような、たまたま今朝方もそういう報告をいただいていたわけでございますが、いずれにしても、収支については注意深く今後も見守らせていただいて、口を挟むべきときは挟ませていただきたいと思っております。

#### ○21番（永井千年君）

基金をお持ちだというのが、ますますわからなくなったんですけど、昨年のいわゆる余剰金問題のときに、基金として積み立てていくということになりましたよね。その基金じゃなくて、自分たちでその会計の貯金を持っているという意味なんですか。今、その余剰金を、いわゆる召し上げたような形で基金になっている部分については、先ほどの軽微な修理との関係ではどのような使い方に今後なっていくのか、ちょっとそれも説明いただけるのでしょうか。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

全体的に余剰金等で、御存じのように積み上げていくと。その余剰金がどんどん膨らんでいくと、果たしてその余剰金、各組合の貯金についてどうなるんだろうというような御心配だと思いますが、それでよろしいですか、違いますか。

#### ○21番（永井千年君）

そうじゃなくて、昨年、余剰金を全部市の方へ戻したでしょう。それで、基金の中に入れたんじゃないですか。そのことを聞いているの。その金の使い方は、先ほど言った軽微な修理はそれぞれの組合でという話ですけど、それとの関係でどのように使われていくのかということを知りたかったんです、その区分け。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

ちょっと私の説明下手というか、申しわけございません。余剰金について、御存じのように市の方へ一たん積み上げていただくということで、この余剰金については、それぞれの組合で必要な修理等がある場合にはその余剰金の積み上げた基金をもって修理等に充てると。これについては、それぞれの組合の積み上げた分をその組合の必要な部分に取り崩しては使っていくという基本を持っております。これを、言い方は悪いですが、ここら辺で通常言う、どんぶり勘定で、例えば愛西市を全体の余剰金で見るというふうでは現在私どもは見ておりませんので、

まずは管理組合それぞれの自主的な運営という方向で運営をさせていただくというふうに認識しております。

○21番（永井千年君）

先ほどの軽微な修理については組合にやっていただくということではなくて、市が今積んでいる基金から出して軽微な修理をやっていくと。だから、ぎりぎりでやっておっても別に構わないんだということなんですか、その基金があるから。だから、先ほどの軽微なものは組合から出してもらうという答弁と今の答弁はちょっと違いますよね。今の答弁は、基金を取り崩して、そこからお金を出していくという話ですから。

○下水道課長（伊藤稔秋君）

先ほどの御質問ですが、供用開始当時はある程度の軽微な修理は見込んでおりますので、そういうものが余剰金になってくると思います。それを翌年度預からせていただくと、法人税の関係で。去年も預からせていただいています。それが長年使って修理等がかさんできますと、単年度の使用料金、1年間の収入より修理がかさんだときは、当然100もらったやつが110出るという会計になるかと思いますが、そういうときにその基金を取り崩しまして、その管理組合さんの方へお渡しします。それで、管理組合で軽微な修理をやっていただくと。市がやるわけじゃございませんので、管理組合の方へ預かったものを一たんお返しして、それで修理をやっていただくということです。よろしくお願いします。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・議案第77号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第30・議案第77号：平成18年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

12ページの総務費、戸籍住民基本台帳の弁護士委託料のこの裁判の詳細について、1点御説明いただきたいと思います。

それからあと、14ページの民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の障害者基本計画策定についてですけれども、今、総合計画が策定中でございます。この間にもいろんな部署で計画が立てられているんですけれども、多分、今の総合計画というのが一番上位にあり、その下にいろんな計画がつけられていくということで、時期的にこういったものが今の時期につくられているということはちょっと私としては遺憾に感じておりますが、国の方からいろいろこういった

ものをつくれということできていると思います。でも、こういった計画をつくりますと、総合計画でいろいろ取りまねばならない優先順位等が出てきます。それとの整合性がとれなくなるのではないかなということをお心配しておりますけれども、この総合計画とこういったいろんな部署できている計画策定、どう整合をとられていくのか、その位置づけについて少しお伺いしたいと思います。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、裁判の内容についての御質問でございますが、具体的事例での説明につきましては、戸籍届け書に係る事例でございます。現在係争中であることもあり、個人情報保護法との絡みもございますので、報道されました部分について要約説明とさせていただきますので、よろしくお伺いしたいと思います。

事件は平成12年5月23日、原告に次男が誕生いたしました。その方に「矜持」というお名前をつけようとされまして、当時の佐屋町役場に出生届を提出されました。「矜」の文字が人名として認められていないという理由でございますが、この「矜」と申しますのは、ほこへんに「今」という字でございます。なかなかわかりにくい字で恐縮でございます。こういうような字でございます。それを受理してほしいということであったわけですが、戸籍法上、常用平易な文字を用いなければならないということから、対応に問題はなかったと考えておりますが、当時の担当者に受理伺いという方法が認められるのは人名として使用できるという証拠がある場合のみという説明を受け、こんなような「協持」という名前に変更して届け出をされました。原告は精神的苦痛を受けたので、国及び愛西市に慰謝料10万円を支払えという訴えでございます。平成18年3月30日、請求棄却の判決がございましたが、本年4月8日に原告が控訴し、現在係争中ですので、補正をお願いするものでございます。よろしくお伺いしたいと思います。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

今回、障害者基本計画策定と総合計画との位置づけについてということでございます。この愛西市全体の計画といたしましては、総合計画が位置づけられていると思います。もちろんその中に障害者の関係も網羅されると考えますが、国の考えの中で個別計画も必要であるという考えがあり、障害者の関係も障害者基本法が制定され、今回、基本計画を制定させていただきたいということでございます。以上で御説明を終わらせていただきます。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、26番・宮本和子議員、どうぞ。

#### ○26番（宮本和子君）

一般会計補正予算についてですが、2点ほどお尋ねをいたします。

まず1点ですが、先ほどの障害者の基本計画についてですが、障害者基本計画策定委員は何人で、どんな方が策定委員となっているのでしょうか。今、障害者支援法の改正で障害者の方の負担が重くなり、大変な状況になっております。そういった意味では、障害者団体や作業所

の父母の方など、障害者の声を代弁できる方が策定委員に入っていないと、障害者の声が反映できないと考えます。そんな策定委員が選ばれておりますでしょうか、お尋ねします。

それと、障害者基本計画は平成18年から20年までの計画と聞いておりますが、どのような理由によるものでしょうか。また、計画はどのような経緯で策定されるのか、お尋ねいたします。

そして、2点目ですが、墓地の使用料還付金についてですが、現在、墓地の未使用は全部でどのくらいあるのか。今まで、佐織地区で未使用の墓地が相当数あると聞いていますが、愛西市全体で早急に募集して、要望のある方に使用していただくようにしていただきたいと考えます。また、還付金については、すべての墓地の返還をするときに出しているのか、その点もお尋ねいたします。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

策定委員についての御答弁をさせていただきます。

今回、この一般会計補正でお願いしております障害者基本計画策定委員でございますが、今現在考えておりますのは、議会、医師、歯科医師、教育委員会、社会福祉協議会、民生委員協議会、身体障害者の団体、知的障害者の団体、小・中・養護学校、福祉施設と、以上の関係者の方にお願いをする予定で、この策定をしてまいりたいということを考えております。

それから、障害者計画についてでございますが、この障害者基本法の改正によりまして都道府県障害者計画の策定が義務化されるとともに、市町村障害者計画の策定も平成19年4月から義務化されることになりました。この障害者計画につきましては、教育基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中・長期の計画でもございます。この障害者の福祉計画につきましては、3年ごとに見直すということでございます。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

私の方から、墓地の関係でございますが、墓地の未使用につきましては、津島市・愛西市共同霊園の佐屋霊園で今回の補正分も含めまして18基、佐織霊園で12基、西保の佐屋第2霊園で13基、津島市元寺霊園16号地で105基がございます。墓地の募集につきましては、元寺霊園について津島市と現在協議いたしておりますが、早い時期には募集をしたいと考えております。

また、還付金につきましては、現在、条例で定めた形で還付を行っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

#### ○26番（宮本和子君）

ちょっと答弁漏れが幾つかありましたので、まずそれからお答え願いたいと思うんですが、障害者基本計画ですね。先ほど、何か障害者が教育基本法に聞こえたような気がして、障害者基本計画でその経緯、どういう形でこれから準備をされて、その計画をいつまでにつくるのかということと、この18年度から20年までの計画というふうに聞いているんですが、3年間ということは介護保険との関係があると思うんですが、そこら辺ではどうなっているのか、あわせてお聞きしたいと思います。

それから墓地の関係ですが、還付金は条例で定められているというんですが、今105の13と随分たくさんあるわけですが、そのすべての墓地に関して還付金を返還する場合は出されてい

るのか、その点が答弁漏れですので、そこら辺はお聞かせ願います。

**○福祉部長（水谷 正君）**

御説明させていただきます。

障害者の基本計画につきましては、10年を考えておるということでございまして、この18年度中にこの計画をつくり上げるということでございます。これから順次この計画に向けて、いろんな会議とか、委員会とか、そういったのをやっていって、18年度中につくりたいということでございます。

それからもう一つの、障害者の福祉計画でございますが、こちらにつきましては3年ごとに見直すということございまして、現在、第3期の介護保険を策定させていただきました。18年度から3年間ということでございます。今、国の方では、まだわかりませんが、私どもが知り得ているのは、4期のときには恐らく介護計画とこの障害福祉計画は一緒になるのではないかとことを思っております。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

先ほど申し上げましたように、申し出があればどこも還付をしていくという考え方で今進めさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○26番（宮本和子君）**

そうしますと、今回の障害者の計画の中には、基本計画と福祉計画というふうに2本立ての計画をされるということで、じゃあ先ほどの方は基本計画の策定委員だということで、福祉計画の方も策定委員の方が別立てで見えるのか、そこら辺はどうなっているのか。そして、今回の障害者基本計画は別ですので、福祉計画が足並みを合わせるような形で、国が示したガイドラインに沿って、そのサービス料の見込みや数値の目標だけを入れた安易な計画づくりではなくて、今後、基本計画を10年先のことも見通してつくっていくわけですから、そういう点では愛西市の福祉をどうやってつくっていくのかという視点で、今後、専門家の力もかりて、地域の障害者の要求や、また実態を把握して、障害者の要望を組み入れられた計画をぜひ策定していただきたいと考えますが、見解をお聞かせください。

**○福祉部長（水谷 正君）**

お答えさせていただきます。

この障害者基本計画と障害福祉計画でございますが、委員さんについては、基本計画と福祉計画の委員さん、同じ方にお願ひしたいということを考えております。

それから、先ほどこの福祉計画の策定につきまして、議員さんからいろんなお言葉を賜りました。私どもも、先ほど御説明させていただきました各代表の方の意見を聞き、今後そういった方の意見をいただきながら福祉計画を策定してまいりたいということを考えております。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは次に、21番・永井千年議員、どうぞ。

**○21番（永井千年君）**

まず、12ページの弁護士委託料ですが、これを一番最初から現在まで金額的にどういう積算

に基づいて支払われているのか、もう一度説明をしていただけるでしょうか。

それから14ページ、今も障害者基本計画、障害者計画、障害福祉計画と、いろんな言葉が出ておりますが、ここで言う、いわゆる障害者基本法に基づく計画のことは、障害者計画というのが正しい言い方ですかね。

それから、障害福祉計画というのは障害者計画委託料の中に含まれているという意味なんですか、先ほど説明されたのは。この障害者計画というのは、障害者計画と障害福祉計画と両方含んでいると。それがもう一つね。

それから、上で障害基本計画というふうに書いてありますよね。障害基本計画と障害者計画というのは同義語として理解していいのでしょうか。

それからもう一つ、社会福祉法に基づく地域福祉計画というのもありますよね。ちょっとこれら、今、障害者計画と障害福祉計画の関係については10年と3年ということで、何となくわかったような部分がありますが、この地域福祉計画はどうなっているのか。これらの計画が相互に調和がとれた計画にならなくちゃいけないだろうというふうに思いますが、もう一度、宮本議員の質問と繰り返しになるかもしれませんが、御説明いただけるでしょうか。

それから、同じく14ページの免除継続申請等に伴うシステム修正委託料、これは7月から申請免除制度が変わるとい、それに伴うものだと思いますが、社会保険庁の問題が連日のようにテレビなどでもクローズアップをいろいろされておりまして、改めてちょっと確認をさせていただきたいんですが、新聞・テレビ等でも市町村から社会保険庁に徴収業務が移ってしまったことが徴収率の低下の一番大きな原因だというふうに言われておりますが、愛西市の場合、現在の滞納者は何名で、うち免除となっている方、それから猶予の対象者、まず対象者をつかまないかと思うんですけど、この対象者は何名で、そのうち申請をして免除、あるいは猶予となっている方は何名なのかが一つですね。

それから、この7月からの申請免除制度の変更によりまして、これは2段階が4段階になるということなんです、これによって、全額免除及び若年者納付猶予制度の対象者は一々毎年手続をやらなくても継続することが可能ですよというふうになっていると思いますが、その対象者は何%になっているのか。そのうちの何%が申請をして、免除、猶予となっているのか。その数字を踏まえて、実際に継続免除、継続猶予というふうになる方が何名なのかという基礎的な数字について、今、各市町村でちゃんと社会保険庁から報告をもらわないとわからないかもしれませんが、説明をしていただきたいと思います。

それから、同じく14ページの母子家庭等対策総合支援事業、この名前は新しい名前だと思いますが、これ17年度についての返還金ということですのでけれども、17年度の当初は、いわゆる国庫負担金の児童福祉費負担金、母子生活支援施設措置費負担金、自立支援教育負担金ということで363万2,000円とか30万円が計上をされていますが、これは名称が変わってしまっているのか、全くそれとは別のものなのか。私の理解だと、いわゆる17年度から総合補助金制度に変わったというふうに思ったんですが、また18年度の予算も見てみますと、今度は同じように母子生活支援施設負担金、措置費負担金はそのまま、金額が半分になって150万で計上されてお

りまして、もう一つ、自立支援教育訓練の方は負担金から補助金ということで名称が変わっているんですね。それで、ちょっとわかりにくいので、この名称も負担金から補助金に変わると同時に、それらの事業を総合補助金としてひっくるめて計算をして返還金ということになっておけるのか、ちょっと整理をして、すかっとわかるように説明いただけるでしょうか。

この総合補助金の対象にもう一つなっているのは、日常生活支援事業補助金というのが18年度に出てきていまして、これは県の児童福祉費の補助金として、多分10万 8,000円というのは4分の3の対象になっていると思いますが、資料を見ますと、母子家庭等総合支援事業という総合補助金制度の中にこの日常生活支援補助金も組み入れられているものですから、ちょっとその点も十分に理解できないものですから、改めて説明をいただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

まず1点目に、弁護士委託料の関係でございますが、これにつきましては、昨年度、補正予算を御承認をいただきました事案と同様でございますが、額の計算方法との御質問でございますが、着手金31万 5,000円、成功報酬31万 5,000円の内訳となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、国民年金免除継続申請等の関係でございます。これは平成18年7月以降に適用となるわけでございますが、現在の保険料免除処理状況につきましては、全額免除となっておりますのが565名、半額が215名、猶予が124名、計904名となっております。なお、滞納状況ということでございましたが、ちょっとその数値については持ち合わせておりませんのでお許しをいただきたいと存じます。よろしくお願ひします。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

御答弁させていただきます。

ちょっと説明がまずかったということもございました。申しわけございません。今回お願ひしておりますのは障害者基本計画、これが10年でございます。それから、障害者福祉計画ということで、これは3年ごとの見直しをするということでございます。今回、この基本計画と福祉計画を策定する予算をお願いしておるということでございます。

それから、地域福祉計画につきましては予定はしておりません。

それから、返還金の関係でございますが、こちらにつきましては、母子家庭等の総合母子家庭等対策総合支援事業というのがございます。その中の母子家庭自立支援給付金事業というのが今回の事業でございますが、この事業は、自立支援の相談に応じた母子家庭の母が経済的自立ということで職業能力開発講座を受講した場合、教育訓練修了後に自立支援教育訓練給付金を支給するものでございます。支給額は対象講座の受講料の4割相当額で、これは8,000円から上限20万円までを支給するというところでございます。支給額の4分の3を国から補助されておりまして、この17年度は2件の支給実績がございました。パソコン教室2件ということでございます。それで、当初に補助金が7万 5,000円ございましたが、今回4万 7,502円という数字により2万 7,498円ということで、2万 8,000円の返還金の予算を組ませていただいたと

いうことをございます。

#### ○21番（永井千年君）

ちょっと今の質問から、私、聞いていますと、予算計上の仕方についても質問をしているんですね。二つあって、今言われました自立支援教育訓練負担金が、17年度は国庫負担金で出てきたんですが、18年度の予算では国庫補助金で出てきているんですね、一つは。このように母子家庭等対策総合支援事業という計上ではなくて、個別でお金が入ってくるんでしょうか、これ。予算上はみんな個別の事業で、国庫負担金についてもそのように書いてありますが、例えば17年度でそういうふうに統合されたということになりますと、この18年度の予算は、国の方は母子家庭等対策総合支援事業として計上されてくるものではないかなと思うんですが、その辺の事業名の整理をしていただく必要があるのではないかというふうに思いますが、どうなんでしょうか。この返還というのは、あくまで自立支援教育訓練負担金だけの話で、母子生活支援施設の措置費の負担金だとか、あるいは18年度にも出てくる日常生活支援事業補助金など、こういうものもこの母子家庭等対策総合支援事業に入っていると思いますが、それを含めた話ではないということなんでしょうか。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

先ほどの質問でございますが、それぞれ個別で入ってくるということでございます。

#### ○児童福祉課長（佐藤敏彦君）

まず1点目の、この事業の17年度は負担金であって、返還金のときに国庫補助金に変わっているんじゃないかというお話でございます。確かにそのとおりでございます。この事業、17年度当初におきましては負担金で組んでおりまして、今回、県等に聞きましたら補助金ということでございましたので、18年度から補助金の方に組み替えをさせていただいております。

それともう1点、日常生活支援事業とか母子生活支援施設の関係の負担金でございますけれども、これは別個でございます。母子生活支援施設につきましては、母子家庭の方をそういった施設に措置した場合にその生活費等を支払うといった事業でございます。もう1点の日常生活支援事業と申しますのは、母子家庭等が緊急な場合に日常生活ができない。例えば、お母さんがけがをして子供の面倒が見れないというような場合に、日常生活を支援するヘルパーを派遣いたしまして、母子家庭の生活を支援していくという事業でございます。今回の母子家庭等対策総合支援事業、これは先ほど部長が申しましたように、母子家庭のお母さんが自立するときの訓練講座等に要った講座費の一部を補助するといった事業でございますので、別個の事業でございます。よろしく願いいたします。

#### ○21番（永井千年君）

そうしますと、いわゆる日常生活支援事業補助金と母子家庭支援施設措置費負担金というのは、国の母子家庭等対策総合支援事業には入っていないんですか。だから、入っているなら入っているように扱わなくちゃいけないので、入っているけれども、この母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金返還金という名称ではなくて、例えば自立支援訓練金の負担金の返還ということで事業名を限定して書くならわかるんだけど、これ母子家庭等というふうに総合支援事

業の名称になっておりますのでわかりにくいんです。そのことの整理を聞いたんですよね。それをちょっと教えてください。要するに、総合支援事業に入っているのか、入っていないのか、今上げられた二つは。

**○児童福祉課長（佐藤敏彦君）**

総合支援事業とは、先ほどお二つ、日常生活の関係と母子家庭の措置の関係、別個でございますので、この総合支援事業の中には入っておりません。

**○21番（永井千年君）**

ちょっとその日常生活支援事業については断言されましたので、後で確認したいと思います。

それから、免除申請に伴う修正委託ですが、私が質問をいたしましたのは、現状は904名ということなんですが、いわゆる対象者ですね、対象となる者、いわゆる所得の金額でつかめますよね、全額だとか、半額だとか、あるいは年齢等でも猶予であるとか。その対象に対して、この904名というのは何%になっているのかということ。ここから漏れている人、対象でありながら漏れている人は何名あるのかと。多分、対象から漏れている人が今の国会の社会保険庁の問題で勝手にやっちゃったという話になるのか、この904名というのは社会保険庁が勝手にやっちゃったというやつまで入っている数字なのか、ちょっと理解をしたかったんですが、そういう基礎数字はないのでしょうか。

それと、もう一つの点は、申請免除制度によって継続、これから毎年手続をやらんでもいいという対象の人は何名になってくるのか、何%でもいいですが。それも質問としてしていますので、ちょっと説明いただきたい。社会保険庁の職員が一人でも多く無年金者とならないように頑張っておるんだと、そのとおりで、なかなかフリーターだとかアルバイトだとか何かで生活している人たちというのは、その辺のこともよくわからないし、よくわからないために、将来、無年金者となることのないように市町村と社会保険庁が力を合わせて、それらの人たちが支払い能力がなければきちっと免除をして、あるいは猶予をして、資格が失われないようにしなくちゃいけないだろうと思うんですよね。それは悪いことでも何でもない、積極的にやらなくちゃいけないことですので、その点で今度の申請免除制度の変更、手続の省略という問題がどのような影響となるのかということを理解したいもんですから、その基礎数字を数字で説明してくださいと言っているわけです。わかったでしょうか。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

先ほど御報告申し上げましたのは、平成18年3月現在の現在保険料が免除処理されている方々の数でございます。したがって、継続申請の対象者となる免除申請者は現段階では数をつかんでいない状況でございますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

なお、おおむね先ほど申し上げました中で全額免除となっておる565名、それから猶予となっております124名が継続申請になると思われる数だと現段階では考えております。

**○福祉部長（水谷 正君）**

説明させていただきます。

今回補正をお願いしておりますのは、母子家庭等対策総合支援事業という区分でございます

て、その中に四つの事業がございます。特定事業推進モデル事業、そして今回補正でお願いしております母子家庭自立支援給付金事業、それから三つ目としまして母子家庭等自立支援推進事業、それから母子自立支援プログラム策定事業というような事業がございます、区分として大きく母子家庭等対策総合支援事業ということで、今回、この名称でもって補正予算をお願いしておるということでございます。

○21番（永井千年君）

年金の話は対象はつかんでいないということですので、ぜひ対象をつかんでいただいて、市町村としても必要な援助、周知をしていただきたいと思いますので、それは可能なんでしょうか。聞けば教えてくれるという話なんでしょうか。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

先ほどの件でございますが、既に確認をいたしておりますけれども、現段階でどのような形になるのか返答がまだ返ってきていない、数がかみ切れていないのが私どもとしての現状でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、お昼の休憩といたします。再開は13時30分から行います。

午後0時13分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは、お昼の休憩を解きまして、午前に引き続き会議を進めさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・議案第78号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第31・議案第78号：平成18年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第32・議案第79号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第32・議案第79号：平成18年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

**○26番（宮本和子君）**

介護保険特別会計の補正予算で9ページですが、サービス勘定の手数料のところでは通所介護事業費手数料ですが、介護サービス情報調査・公表手数料ということですが、説明では佐屋の第1・第2サービスセンターと佐織のサービスセンターでの手数料ということですが、具体的にはどのような情報を調査し公表するのか、具体的な内容についてお聞かせ願いたいと思います。

**○福祉部長（水谷 正君）**

それでは、御答弁させていただきます。

介護保険法の改正に伴いまして、平成18年、本年の4月からこの介護サービス情報の公表という制度が施行されましたが、介護サービス事業所で行われておりますサービスの内容等を調査し、客観的情報をインターネット等により公表する制度で、具体的には愛知県が調査に関する業務を行う指定調査機関と情報の公表に関する業務を行う指定情報公表センターを指定して、介護サービス情報の公表を実施するというところでございます。

調査内容につきましては、事業等を運営する法人等に関する事項、介護サービスを提供し、または提供しようとする事業所等に関する事業、それから事業所等において介護サービスに従事する従業員に関する事項、それから介護サービスの内容に関する事項、また介護サービスを利用するに当たっての利用者に関する事項ということでございます。公表の方法は、インターネットによる公表、紙媒体による情報提供、閲覧、事業者による公表ということございまして、今回補正をお願いしておりますのは調査手数料ということで、これが4万5,500円の3事業所ということございまして、先ほど議員さんからもお話ございましたが、佐屋の第1デイ、第2デイ、それから佐織のデイサービスセンターということでございます。この4万5,500円の調査手数料、3事業所、それから公表手数料ということで1万円の3事業所で3万円。ですから、13万6,500円と3万円を足しまして16万7,000円という補正予算を今回お願いしたということでございます。よろしく申し上げます。

**○26番（宮本和子君）**

そういう点では、今まで通所介護関係のそういったデイサービスセンターの内容がインターネットや何かで調査したりということで、情報が公開されることになろうかと思いますが、今はこれから調査をして情報を公開するということになります。いつごろからこういったインターネットで調査して、そういう公表を得ることができるのか、その点はどのようになっているのでしょうか。

**○福祉部長（水谷 正君）**

これから調査をいたしまして、そして先ほどやり方を御説明させていただきましたように進めていくということで、これから調査ということで御理解を賜りたいと思います。

**○26番（宮本和子君）**

そういう点ではこれからということで、いつまでにそういうことができるのかということに

なりますと、随分、事業者の方や、また利用者の方もインターネットで検索をしながら、自分はどこへサービスをお願いしたらいいのかということもできるかと思えますし、他の介護保険にかかわるいろんな事業が、特に今回、予防給付とかいろんなところでケアマネジャーの問題とか、いろんなことが今後調べたり調査されると、すべて利用者や事業者にとってもすごくありがたい話ですが、他の事業に対してもこういった調査や公表が行われるのでしょうか、その点はいかがでしょうか。

○福祉部長（水谷 正君）

今回につきましては、介護保険の関係で公表ということでございまして、こちらにつきましては、第3期の愛西市の介護保険計画の中にも公表とかそういったことをしなさいということでございまして、今回、補正をお願いしておるということでございます。

○26番（宮本和子君）

ちょっと質問の内容が、私の気持ちと部長の答弁がちょっと違うんですが、すべてのそういった介護情報の関係が公表されたりすることができるのかどうか、この場合は真に関係するところでは通所介護の事業ということですが、他の関係も、すべての介護保険にかかわる情報もそういうことができるかどうかということをお尋ねしておりますが。

○福祉部長（水谷 正君）

その内容につきましては、例えば訪問介護とか訪問入浴介護、また訪問介護、通所介護、特定施設入所者生活介護とか、こういったものも含んでおるということでございます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・議案第80号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第33・議案第80号：平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、通告に従って質問を行います。

議案第80号についてですけれども、説明によりまして、この集落排水事業について担当職員を6名から5名に4月から減らすということでありました。その点について、1点目としては、まず職員を1名減らす理由、そして2点目として、職員を1名減らした場合の仕事量とか、あるいは分担、そうしたものが一体どういうふうになるのかについて説明をお願いします。

○総務部長（中野正三君）

それでは、私の方からお答えを申し上げます。

17年度の当初予算におきましても6名でお願いしておりました。年度当初から育児休業をとっておりました職員が1名おりました。この職員がこの18年4月に復帰をいたしたわけでございます。このため、昨年中は6名ではなくて実質5名でその仕事の分担を行ってまいりました。この4月に復職をいたします関係上、全市の職員配置の中でこのような人事異動を行ったわけでございます。以上でございます。

○10番（真野和久君）

結局、17年度から育児休業をされていた職員が復帰をして6名ということになって、それで仕事量としてはこれまで1年間5名でやれていたのもう一度5名に戻すという話ですね。

では、ちょっとお尋ねしますが、例えば育児休業をされていた職員の方の4月復帰というのは、事前にはわかっていなかったんですかね。それと、こうした仕事量と職員との関係というのは、当然、予算等を組む中で検討されていくとは思いますが、いつごろそういったものを決定するのでしょうか。

○総務部長（中野正三君）

議員御承知のように、3年間、育児休業の取得ができます。このために随時延長してくる場合がございますので、この予算の積算を行った時点では、まだはっきりした意向が定まらなかったということでございます。他の部門のこともお聞きかとは思いますが、その場合においては所管課のところと協議をして、臨時職員でその職の充てをするというようなことも考えながら職務配分を行っているのが現状でございます。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第34・発議第1号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第34・発議第1号：愛西市議会議員の定数を定める条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

8番・田中秀彦議員、どうぞ。

○8番（田中秀彦君）

通告に従って、愛西市議会議員の定数を定める条例の制定について、提案者の方へ3点ばかり質問をさせていただきたいと思っております。

私は、選挙によって選出され、選挙人より負託を受けた議員の身分は大変重く、責任もあるのではないかと思います。議員定数等議員の身分にかかわる問題については、議

員各位の発言の場を設置し、慎重かつ、議員、また市民の総意といいますか、意見ができる限り集約された民主的な運営方法で議員定数を選んでいただけたらと思うわけでございます。具体的には、特別議員定数検討委員会とか、そんなような立ち上げ方法を設けて、議員定数、それから議員歳費等々、議員にかかわる問題を一括して協議すべきではないかと思えます。

今回、提案者は、選挙がまだこの間終わったばかりの今6月議会に、愛西市議会議員の定数30人を6人減らして24人にする削減案を出されました。その数字の根拠と、それから先ほど申しましたように、今議会へ提出された理由について、まずお聞かせいただきたいと思えます。

**○議長（佐藤 勇君）**

提出者・太田芳郎議員、どうぞ。

**○29番（太田芳郎君）**

それでは、田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この議員の定数の問題につきましては、いわゆる合併協議会からいろいろ議論されてきたわけでありまして、要するに議員等特例新市建設計画検討小委員会、こういう特別委員会が合併協議会の中で設置をされておりまして、たまたまその委員長に当時私が拝命をいたしておったわけでありまして、その中で、田中議員おっしゃいましたように、まさに自分たちの身分にかかわる問題でありますので、まさに白熱した議論を重ねてきたわけでありまして、私どもの当時の特別委員会が最終的に一番遅くなってしまったわけでありまして、それだけにまさに重要な、田中議員、先ほど冒頭におっしゃいましたように、重要な案件であるがゆえに時間もかかったということでございます。

そこでいろいろ検討させていただきました。当然この議員の、本来合併でいきますと、議員、首長さんはすべて失職をして、新たに選挙を行うのが常道でありますけれども、当時は13カ月の在任特例をいただいて、そしてそれぞれの市町村の議員合わせて58名が在籍をいたしまして、それで先般、新たに一般選挙が行われたわけでありまして、当然その場におきましても、当時の定数は30名と決まったわけでありまして、この件につきましては田中議員も御承知だと思いますが、これはいわゆる自治法に定められました法定定数でございまして、上限で決まったわけでありまして、特にその特別委員会の中でいろんな御意見をいただきました。そしてまた、選挙区を設けるか設けないかというような問題等も出てまいりましたし、当時、主な委員会の中での意見をまとめてみますと、いわゆる選挙区は設けなかったんだから、定数を在任特例の58人の半分ぐらいにすべきであると。そして、当時、もう24という数字がその場で出ておりましたし、次回は24名ぐらいにしなければいけないだろうという御意見もございました。最終的にはこれが30名で決定したわけでありまして、当然その中には次回は必ず減らしてくださいよと、それに相応した数を減らしてくださいよという御意見もありました。

御承知のように、合併協議会のメンバーは、議員の代表、そしてまた住民代表、そしてまた時の首長さん方というメンバーで組織をされておりまして、まさに有識者の御意見もいろいろ拝聴いたしました。そしてまた、改選後のいわゆる議員の定数をその小委員会で決めていくなれば、その議事録に24名と明記してくださいよというような御意見もあったわけでありまして、で

すから、総合的にそういったことを考えまして、今回定数を6名減の24名とした経緯がございます。

そしてまた、今回は、この発議に対しまして21名の賛同をいただきました。もちろんこれは今までそれぞれの町村で議員として在籍された方がほとんどでございまして、一部初めて今回、市議会議員として当選されてこられた方もお見えになります。21名の方に先ほど申しましたような経緯を御説明申し上げ、御意見も拝聴しながら、24という線を出したわけでありまして、21名の中に、極論だとは思いますが、20名ぐらいにすべきであるというような御意見もございました。そんなことで、賛同いただいた21名の方の中にも圧倒的に24名ぐらいが妥当な数字であるということがございます。そしてまた、この6名減の24名につきましては、いわゆる愛知県内の近隣の同規模自治体の議員定数といったものを十分勘案しながら24名といたしたわけがございます。

それから、もう1点お尋ねの、なぜ6月議会に提出しなきゃならないかということでもあります。これも先ほど申しました、いわゆる合併協議会の意向を一番大きく受けとめておりますし、当然、その委員会の意向はそれぞれの町村に持ち帰って、それぞれの町村の合併調査特別委員会が設置されておったと思っておりますけれども、その場でその経緯、内容等については十分説明をされ、御理解をいただいております。

そしてまた、最近の報道によりますと、江南市の例が新聞報道されておりました。これは御承知のように、江南の場合は28名を14名にすると、半減するという条例案でございまして、まさにこれは住民の直接請求による条例案でございまして、結果的にはこれは否決をされまして、最終的には28名から24名の4名減というところに落ちついたわけでありまして、まさに今、住民は30名が決定されて住民説明会も受けた中で、いろんな意味で多過ぎるというような御批判をいただいたわけでありまして、そこら辺のところを踏まえながら、改選後、速やかに行うべきが一番いい方法であると、このように判断をいたしましたので、6月議会の冒頭に提出をさせていただいたということがございます。よろしく願いいたします。以上であります。

#### ○8番（田中秀彦君）

太田議員は提案者として、近隣の市町村、同等の市町村、あるいは合併協議会における過去の経緯、るる御説明がありました。それも私も、当時1年生議員でございましたが、承知しております。承知しておりますが、一応、合併協議会においては30人という定数で合意をなされ、そしてこの間、選挙を選択されたわけです。ですから、私は、この30人の議員の中においてよく協議をし、住民の意見はどこにあるやということをよく聞いて、そして少し時間をかけて協議をすべきではないかというふうに思っております。特に私が思いますのは、議員定数と議員歳費とは不可分ではないかと。議員歳費、それからもう一つは愛西市の地形的な面積とか、そんなことを考えた場合に、合併して間もない当愛西市においては、議員の削減はできる限り少なくすべきであろうと。そのかわり、それにかわる歳費の削減ということはあっていいのではないかと、こんなような案をいろいろ考えて、そして市民の意見はどこにある

やということを考えて、また我々も身を削るは削るということが一番妥当ではないかと思っ、何とか委員会を立ち上げていただいて、少し時間をいただいて協議すべきではないのかと、こんなふうに思っております。

それからもう1点、例えばこの条例案が制定され可決された場合に、議員の定数が何かの理由によって欠員になった場合には、この施行は次回の選挙ということになっておりますが、要するに議員が欠員になった場合にはどのような方法を講じられるのかということもあわせてお聞きしたいと思います。

#### ○29番（太田芳郎君）

これは、不慮の事故とかいろんな問題でそういう場合が起きた場合とは全く関係ございません。したがって、30から6名減の24、これには何ら影響はない、そのようにお考えいただいてよろしいかと思います。

ちょっと私も先ほどの場で言い忘れたんですけれども、近隣の市町村の状況ということを上げましたけれども、御案内のように、愛知県内でもいろんなところが合併をされて新しい市が生まれております。その状況を見ますと、検討中のところもございまして、ほぼ定数減に向けての動きが活発に行われておりますし、その辺のところも田中議員には十分御理解をいただいておりますし、つい最近の話でありますけれども、これも中日新聞に載っておりますけれども、愛知県内の、近くであります、春日町議会が定数削減をやっていると、こういう状況もあるわけあります。

そして、もう一つ我々が参考にいたしましたのは、議員1人当たりの人口という形で判断をいたしますと、愛西市の場合、2,795名という数字が出るわけあります。県内の市の状況を見ますと、例えば津島市、それから知立、豊明、江南、犬山、それから岩倉、常滑、知多、日進、清須、そして愛西市は先ほど申したとおりでありますし、田原市の状況を判断しますと、大体平均的な数字が今申し上げました愛西市の2,795ということで、ほぼ平均値だなというふうに私は判断をいたしております。

#### ○8番（田中秀彦君）

近隣の市町村の人口当たりの比率とか、あるいは前、私が説明を受けたときには隣市である津島市の今の現状をお話しされ、これが必要なんだという説明をされたわけですが、津島市でございまして、私、お聞きしましたら現在23名、そのかわり歳費は45万3,000円ですというお答えがございました。そして来年、当然、地方選挙がありますから改選があると。そこでまた定数削減が出てくるかもしれないと、こんなお話もされておりました。それがあかないかはわかりませんが、そんなことを踏まえれば、近隣市町村では来年改選があるわけから、その経緯を見据えて、何度でも改選するんじゃなくて、思い切った見直しをするならば、そういう時期はまだちょっと早いのではないかなというふうに私は思っております。何も私は身を削らないとかそういうことじゃなくて、大いに身を削って、そして歳費削減、定数削減には賛同いたしますが、今はちょっと時期尚早ではないのかなと思っております。そんなことで、何とか12月ぐらいの議会までこの問題を議員全員が協議できる場を設け

ていただいて、そしておのこの意見はありましようが、少しでも合意形成をして議決をしていただきたいと、このように思うわけです。以上でございます。

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、26番・宮本和子議員、どうぞ。

**○26番（宮本和子君）**

今、田中議員がいろいろ質問をされましたが、私もある市民の方からも、選挙で30人が決定したばかりなのに、まだ公約実現のために議会でどんな議会活動をしてくれるのか全然わからない状況の中で、何も今やらないうちにもう4年後の議員の定数を削減する話をするなんて何を考えているのかと、住民の方からこんな声が寄せられましたが、このような住民の声に提出者はどのように答えられますでしょうか。

先ほども6月に提出する問題を答えられておりますが、あの答弁では、私は住民に納得される答弁ではないと思いますので、住民にどのような形で説明をされるのか、その点をお答え願いたいと思います。

**○29番（太田芳郎君）**

今、宮本議員がおっしゃった、私は全く逆なんですよ。御承知のように、この問題が6月の中日新聞の尾張版に載りました。あの時点で、私は3名の住民の方から電話をいただきました。それで、よくやってくれたなど、当然のことですねと言って、むしろ激励されているんですよ、私の場合は。だから、宮本さんのような住民の方もおられるかもしれません。だけど、私に対しては3名の方から電話をいただいて、むしろ激励をされました、よくやってくれたと、ぜひともしてくれと。こんなようなことを参考のために申し上げておきます。

**○26番（宮本和子君）**

だから、6月に、なぜこの時期にどうしても出さなきゃいけないのかという点で、もう少し具体的なことでお聞きしたいということで、住民の方からそういった声が寄せられたときにどういうお答えをするのかということをお尋ねしていますので、その点をお願いしたいと思います。

**○29番（太田芳郎君）**

冒頭に申し上げておりますように、合併協議会で決定されたことは私は大変重く受けとめておるわけでありまして。先ほども申しましたように、あの当時いろんな御批判やら御意見をいただきました。そしてまた、住民説明会もそれぞれの地域で、旧佐織でありますと17会場、佐屋町さんですと19会場だったのですか、おやりになった、そのときの住民の皆さんの反応としては、30名も多過ぎると、在任特例もはっきり言ってあまりいい受けとめ方ではなかったわけでありまして、それをあえて30名、そして13ヵ月も在任特例をいただいた。したがって、最後に残るのは定数の問題、それから先ほど田中議員もおっしゃいましたが、歳費の問題等々ひっくるめて、すべての問題で議論を尽くしてきておったわけでありまして、はっきり言って、私の気持ちとしては、今さら特別委員会を設置してどうのこうのと、むしろ逆に僕は住民の皆さん方からおしかりを受けるのではないかと、そんな気持ちでおります。

## ○26番（宮本和子君）

そういう点では今、田中議員も私も同じ意見だと思うんですけども、この議会、改選されて本当に今初めての6月議会で、これから住民の負託にこたえて、私たちが議員として何ができるのか、そういうことも何も議論をしていない中で、この定数削減の問題もこの30人の議員の議論があって初めて定数削減の問題が出てくると思うんですよね。確かに、個別に21人の方が賛同はされたわけですけども、じゃあそれをちゃんとこの議会で、議員で、きちっとした話し合いが行われた結果なののでしょうか。私は賛同された方々の一人ひとりの意見をきちっと聞いて、皆さんがそれでもってまた考えていくという時間があってもいいと思いますし、市議会の議員必携というのではないそうで、ここにはないということで、全国町村議会議長会が出しております議員必携の中でもこの定数の問題についてこう記されておりますので、ちょっと読み上げますので少し聞いていただきたいと思うんですが、「議員定数を定める要素は、議員が住民の代表機関であることをかんがみ、その選出母体である住民の数を考慮して、また代表機関としての性格を有する合議体として議員が一堂に会し、住民を代表しつつ、討論の過程を得て、多元的な意見を統合し、市の意思を決定にふさわしい規模であることが必要である」と記載されております。また、定数の減少についても、「議会制民主主義と民意反映の上から特に慎重を期すもので、どうしても減少しなければならない場合は議員提案によるべきである」というふうに記載をされておりますが、どうしても減少しなければならない理由がどこにあるのか、また住民を代表しつつ、市の意思を決定にふさわしい規模であるか、こういった点をきちっと議論されて提案されているのか。こうした議会制民主主義と民意反映の上から、どうしても減少しなければならないというどんな理由があるのか、その点での見解をお聞かせ願いたいと思います。

## ○29番（太田芳郎君）

今、宮本議員がおっしゃったことは、ある意味では僕は理解をしておりますし、たまたま今回の場合は、一つは一番大きな問題として町村合併という問題をクリアして現状に至っているわけでございます。言い方は悪いかもかもしれませんが、今、宮本議員がおっしゃったのは、まさに一般論といたしますか、当然そういうことだろうと思いますが、今回の場合は本来でいきますと、市町村合併というのは議員も首長もすべてそこで一線を引いて選挙をやるのが常道なんです。それを今回は13ヵ月という在任特例、これもけんけんがくがくとやった結果が13ヵ月というところに落ちついたわけでありまして、そして30名という数字も、いわゆる自治法に定められた法定数の上限であります。かつてそれぞれの町村で、我々の旧佐織も、あるいは佐屋でも、八開でも、立田でも、法定定数がどんどん削減してきておったので現状であります。しかし、町村合併という一つの大きな問題をクリアして市になったんですから、市としては1年生であります。だから、委員会の中でもいろいろ出ておりましたけれども、一応、自治法で定められた法定定数でいきましょうと。ただし、次回からは減らしてくださいよという声が圧倒的に多かったわけでありまして、これは減らさなきゃならないというのは、まさに住民の圧倒的な意見だというふうに受けとめておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思ってお

ります。

#### ○26番（宮本和子君）

今も、この議員必携の問題で、太田議員もそれは認めておられるわけで、議会というもの、やはり民主主義を貫いて民意を反映するということはとても大切なことであり、それがなければ議会と言えないのではないかと思います。そういう点では、今、本当にこの30人が一人ひとりこの問題にかかわる問題でありますし、そういう点ではきちっとした場で一人ひとりが議論をした上で決定をしていく。すべての議員の総意があって進めていくということが一番大切であり、愛西市議会の使命だと思っておりますので、先ほど田中議員も言われましたけれども、そういう点ではぜひ時間をかけて議論をして、それで決定をしていく手法をとるべきだと考えます。その点はいかがでしょうか。

#### ○29番（太田芳郎君）

宮本議員のおっしゃったことは十分私も理解しておりますし、今回こういう形で30を24にするんだということでもあります。いろいろ21名の方も御意見はありましたが、議会制民主主義の立場からいけば、何が何でもこれでいかなきゃならんという理由はございませんので、議論していただいて、まだこれは委員会付託もございますので、十分議論していただいて、そこで決定していただければよろしいかと私は思っております。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、21番・永井千年議員、どうぞ。

#### ○21番（永井千年君）

それでは、まず手続のことについて1点お尋ねをしたいんですが、現在の議員定数30名は、16年10月14日付の4町村長の協議書によって定められています。一方、自治法では、条例によって定めるということになっておりますけれども、この協議書というのは30名であり続ければこのままでいいのか、条例の制定は必要ないのか。例えば30名をずうっと続けるにしても、30名の条例をいつかは定めなければならないのか。この協議書の有効性と条例との関係についてどのように理解して今回提案をされているのか、1点、まず明らかにしていただきたいというふうに思います。

それから、今回、提案者が出されておった説明と、議案の提案理由の中に行財政改革、社会情勢の変化というふうに書いてありますけれども、このフレーズはどのように理解をして、このような提案理由の中に入れられているのか。行財政改革、むだを削ることは非常に大事ですが、住民サービスの向上・充実につながっていくものであることが大事だろうというふうに思っておりますので、ひょっとしてこの議員定数を削減することが行財政改革だというふうに理解をしてみえるのかと。もしそうだとしたら、この地方分権をこれから発展させていかなければならない、議会が今まで以上に大きな役割を果たしていかなければならないときに、その議会の力を弱めることになりまして、多面的・多様な意見が反映できなくなる側面もありますし、そういう意味で議会の提案能力やチェック能力についても弱体化のおそれもあるわけで、行財政改革、いわゆる住民にとって必要な行財政改革を進めていく上でも、議会の定数の削減の問

題については慎重でならなくてはいけないというのは、ある意味で全国の議長会などでも一致した声として出ているのではないかというふうに思いますが、その点、太田議員はこの行財政改革という言葉をもどのように理解してみえるのか。それからもう一つ、社会情勢の変化というのはどういう言葉なのか、御説明をいただきたいと思えます。

それから、法定協の話が出ましたね。言葉はちょっと違うんですが、法定協で圧倒的多数の声であったので、今さら住民の声を聞いてどうこうということではないかのようなニュアンスの話がありました。法定協の議論というのはちょっと今、太田議員が言われたこととは違って、この10年間、対等合併でやっていくと。これは、人口が少ない地域の声もきちんと反映していく必要があると。したがって、その定数については法定の上限の30名にして、一方、報酬については、今調べてもらえばわかりますが、大体同規模の5万人から10万人の規模の愛知県内の報酬の中では一番低い報酬になっていると。それは法定協の議論なりに、この定数の問題と報酬の問題をリンクさせて議論したというふうにも聞いておりますが、そのような理解は間違っているのでしょうか。もう一度説明をいただきたいと思えます。

それから4番目には、新しい議会が発足したばかりで、この30名の議会で何ができるのか。30名の議会というのはどういう活動をしていくべきか、住民の声を反映する代表機関として、どうしたら議会において十分に発揮することができるのかと、住民の声をしっかりと届け、あるいは議会としての提案能力も身につけて、チェック機関としての役割も充実していくと。そのためにはどうしたらいいのかというのが、今、発足したばかりのこの6月議会で議論すべきことではないかと。そうした議会としての実績をまず積んでいくこと、その中で今の定数の問題が議論されていくということなら、その議論の余地はあるわけではありますが、私はまず、この6月議会の段階では、その点を議員で議論していくべきことではないかというふうに思えます。

それから5点目に、6名という大幅な定数削減の問題であります。これは当然のことながら、住民の声を行政に反映していくパイプが、単純にすべての議員の皆さんが同じようなパイプの太さだと考えてみても、確実にこの6名分だけパイプが細くなり、行政を監視する力を弱めていくことになりまして、その分だけ結果として自治体を住民から遠ざけることになっていくのではないかというふうに思いますが、そのように住民の声がこの大幅な定数削減によって弱まっていく、監視する力が弱まっていくというふうには考えられないでしょうか。

以上5点、答弁を求めたいと思えます。

## ○29番（太田芳郎君）

たくさんおっしゃいましたので、ちょっと忘れるかもしれませんので、とりあえず一番最初におっしゃいました、定数30名をそのままいけば、条例を制定すべきか、すべきでないかというようなニュアンスの話がありましたが、これは私が知り得るところによりますと、そういう条例は制定する必要はないというふうに私は聞いておりますが、間違っておつたら、議会事務局、訂正していただきたいと思うけれども、僕はそういうふうに認識しておりますけれども、間違っていないですね。

〔「それで結構です」と議会事務局長の声あり〕

それから、ちょっと順番が違うかもしれませんが、最後に5点目で定数削減による住民の声が反映されないというようなことをおっしゃいましたけれども、これは今、共産党さんがお出しになっている、毎週日曜日にやっておられる、そこにも書いてありましたけれども、これはそういうふうに思いやすいんですけれども、これはやはり議員一人ひとりの資質というのか、意欲といいますか、そういうものにかかっておまして、当然、それは理屈的にはわかりますけど、決してそういうふうにはならない。これは議員一人ひとりの資質にかかっておるわけでありまして、お互いに議員が最大限努力していけば十分これはクリアできる問題だと思います。

それから、行財政改革の問題ですね。これはあえてそういう言葉を使わなかったのは、市町村合併ということを私は申し上げておったわけでありまして、議員の定数削減が行政改革のすべてだということは決して思っておりません。ほんの一部であります。ただ問題は、住民側からしてみれば、いわゆる執行者側の行財政改革は案外目に見にくい部分が多いわけですね。したがって、まず最初に住民の皆さん方が頭に浮かんでくるのは、議員の数が多い、報酬が多いんだとか、こういう話につながりやすいわけですね。したがって、合併との絡み、それから今の議員定数の問題は、まさに住民側からしてみれば最初に一番目につくものでありますので、その辺を我々は当然考慮に入れていかなりませんし、それから社会情勢云々という話だけど、これは冒頭に申しました近隣の状況等々を考えていただければ、これを総称して私は社会情勢の変化というとらえ方をしておるんです。そのように御理解をいただければいいだろうなと思っております。

あと答弁漏れありましたか、漏れておったら言ってください。

#### ○21番（永井千年君）

先ほどから、田中議員、宮本議員、私も一貫して言っていることが、この6月議会に、この時期にやらなくちゃいけないこと、これはまず30名の議会が発足したばかりなので、この30名の力、30名の議会をどう充実させていくのかということをもまず考えるべきことではないかというふうに言ったわけですが、その点で提案者が定数のことばかりを言われるわけでありまして、そういう点はどのように、それが先行すべきではないかという点について、改めてちょっと説明をいただきたいというふうに思います。

それから、合併協議会の議論の内容がちょっと一面的な報告ではないかということで、定数は法定の上限の30、報酬は市の一番低い方ということには、その前に人口が少ない地域の声もきちんと反映していく必要があるという議論があったというふうに聞いておりますので、そういう私の理解は間違っているのかどうか。委員長である太田議員が言われたことはちょっと一面的ではないかというふうに私は思ったものですから質問したと。この2点、ちょっと言ってください。

#### ○29番（太田芳郎君）

先ほど、宮本議員の話にもあったわけですが、この30名の先般行われた一般選挙、6月入ったばかりで云々というお話がありましたけれども、これは我々は4月の一般選挙におい

て4年間の資格を得たわけですね。それと、定数が減ることによって云々どうのこうのというのは全く別だと思っております。だから、その辺の若干の見解の相違があるかと思えます。

合併協議会の、いわゆる私どもはこの議員定数、あるいは新市建設計画小委員会は委員会でございますので、委員会で審議の経過、決定したことを合併協議会で承認をされて、そしてそれがそれぞれの町村の、たまたま佐織町で言いますれば市町村合併調査特別委員会を設置しておりましたので、そこでまた議論をし、いろんな意見も吸い上げ、そしてそれを合併協議会に持ってきてと、こういうやり方をそれぞれの町村でもやっておられたと思っておりますので、私が最初からくどくど言いましたけれども、その辺のところは既にそういう形で、あの当時、議員をやっておられた、在籍しておられた方々はすべて御承知だという前提で私は物を言っておりますので、当然、合併協で最終的に結論が出たものにつきましては、それぞれの地区でまたそれなりのとりつけが行われておると、このように思っております。ちょっと永井議員のおっしゃるところと私の考えと若干食い違うところがあるんですけども、私はそのように認識をしておるところであります。

#### ○21番（永井千年君）

私はその報告の中で、特に私は旧立田村でありますので、当然、その後、議員の皆さんから選挙区制度についても議論があり、今度の選挙を通じてもそうだったんですが、この人口の少ない地域の声をいかにして新しい市の行政に反映していくのかと。それは議員の定数、この地域から何名の議員が選ばれるかというのは本当に大きな問題で、皆さん真剣に考えられた結果、立田や八開の地域から人口割よりも多く選出されるというふうになったと思うんですね。そういう点で、まだ一体性のない、十分でない、これからまちづくりを本格的にやっという時期に、そうした人口が少ない地域の声もきちんとしていくためには、法定数が必要ではないかと。こういう議論は確かに一部だったかも、協議会ではね。やはり立田、八開地域の皆さんと対話すると、圧倒的に削減の声だというふうに太田議員のところには寄せられているようでありますけれども、私のところにはそういう立田や八開の地域の皆さんの声が寄せられているわけです。法定協議会についても、この30名というのは非常に意味のある数字として提出されたというふうに私は聞いて、理解をしております。その点で再度、当時の委員長として、何かもう最初から選挙だけ30名やって、すぐ次は24名と決まったかのような発言がありましたけど、結論として、いろんな各論があつて最終的に30名ということに落ちついたんだらうと思うんですね。そのように理解することは間違いなんではないでしょうか。

#### ○29番（太田芳郎君）

これは、要するに私が一番最初に申し上げましたように、定数だけで考えては非常に危険があるわけでありまして、例えば先ほども言いましたように、本来ならば合併と同時にすべてが失職をして、やり直しの選挙をするんだというのが大前提にあるわけですね。ところが、2町2村が合併して選挙をやったときに、果たしてどういう結果になるかということになったときに、当然、これは首長さんは在任というのは特例がございませんので、じゃあ少なくとも今までの現在いる議員が合併を進めた一人として責任があるから、最初の1年間は在任特例をいた

だいて、そして面倒を見ていこうと、発展企図に乗せていこうというような御意見もございましたし、あるいは定数30にするにつきましても、選挙区を設けるか設けないかというお話も出てまいりまして、そのときに出た話としては、佐屋町さんが13名、佐織が10名、八開が2名、立田が3名というような話もありました。これ合計すると28なんですけれども、小数点のどうのこうのという話が出てきましたので、それは切り捨てとか、いろんな御意見がありまして、要するに1年生、初めて市になるんですから、とりあえず法定定数の30で行きましょうと。ということは、在任特例もいただいた。それから報酬の問題も、あの当時はそれぞれの町村のをそのまま横滑りでいこうということで来たことも事実でありますので、そこら辺も総合的に絡んで30という線を出した記憶が残っておりますので、これだけに絞って考えますといろいろ出てまいりますので、総合的に関連をして、密接に関係しておりますので、このような判断をして、当時の委員会としては決定をしたというふうに私は記憶しております。

**○議長（佐藤 勇君）**

他に質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

**○5番（吉川三津子君）**

1点ちょっとお聞きしたいと思いますが、なぜ市民の方は議員を減らせと言っているのか、その理由はなんだというふうにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

**○29番（太田芳郎君）**

これは全国的に見て、それぞれの自治体は議員の数は減少傾向にあったわけでありまして、それと先ほどの合併のいろんな絡みの中で、いわゆる今の30名も法で決められた一番上限でありますので、委員会の中でも、いや24にすべきだ、26にすべきだとか、こんなような話も出てまいりました。そして、まさにこのメンバーも住民の代表も参加しておっていただくわけでありまして、それぞれの住民の代表の方のいろんな意見も出てまいりましたので、当然、報酬の問題も高過ぎるとか、いろいろ話が出てまいりまして、これは一般の方々、典型的に申し上げますと、例えば報酬のことを言いますと、我々議員は定例会は3月、6月、9月、12月、あと遊んでおるがやと、こんな話になっちゃうわけでありまして。これは、それぞれ議員によって違いますけれども、定例会のときは議会に集中しなきゃいけませんので、あとのときはまさに与えられた議員活動をやらなきゃいけませんので、そこら辺が一般の方々、定例会、年4回あるだけだと、あと遊びだというようにとらえられやすいんですね。だから、そういうことで大変我々議員が活動しておることをわかってもらえなくて歯がゆい思いをしたわけでありましてけれども、先ほどの定数におきましても、いろんな近隣町村のこともニュースとして入ってまいりますので、当然減らすべきだという声になってくると、そういうふうに私は思っております。

**○5番（吉川三津子君）**

私も太田議員と同じように、市民の方が議員とか議会の活動のことを十分御存じないことと、やっぱり不信感をお持ちで、議会に対して信頼感をなかなか持っていないという現状が

私はあると思います。やはりそういった原因をしっかりととらない限り、何人に減らしても市民の方たちは満足しないと思います。ですから、今回の議員削減についてもしっかりと根拠を示さない限り、この後、どんどん減らせ減らせの声がやまないと思います。今、市の方といたしましては、市民参加でいろんな審議会なり会議が持たれております。そして、総代会の方もいろいろ組織ができ始めて、地域自治もこれからいろいろ充実していくことと思います。そういった市が行っている行革と照らし合わせて、議会の持つ役割というのも考え直していかなければならないと私は考えております。ですから、私は、議会改革の特別委員会というのをしっかりと設けて、議員の中で議論し、この定数についてもなぜ24人なのか、なぜ30人なのか、そういったことを議員としてしっかりと示していくべきではないかと思いますが、私の考えについてはいかがでしょうか。

○29番（太田芳郎君）

吉川議員の考え方に反論する気はありませんが、正直言って、もう既に遅いぐらいだと私は思っておるわけであります。その辺が若干意見の違うところだなあと実は思っておるところであります。以上です。

○5番（吉川三津子君）

ぜひ今議会でなくても、次でも、私はそれほど大した違いはないと思います。私は、市民の方にしっかりと理解が得られるということは、議員の中でしっかりと練られたということが一番信頼が得られるというふうに思っておりますので、ぜひその辺も含んでいただいて、この発議を議会の方で議論をしっかりとしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第35・請願第2号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第35・請願第2号：小泉首相に靖国参拝の中止を求める意見書提出についての請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

○21番（永井千年君）

質疑ではないんですけど、この意見書について議論の前にちょっと発言したいことがありますので。

意見書の文章の中に「宗敬老」という言葉がありますけれども、これは提出者に確認しましたところ、「宗教者」の誤植だそうでありますので、議長の取り計らいで訂正の方をお願いし

たいと思います。

○議長（佐藤 勇君）

そういうふうで訂正の旨ありましたので、お願いいたします。

質疑ございますか。

[発言する者なし]

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第36・委員会付託について

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第36・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第48号から議案第80号、発議第1号、請願第2号、陳情第5号から陳情第7号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

なお、各常任委員会に付託の議案等は、本日配付していただきました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会の開催日程は、先般配付をいたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

明日の継続会は午前10時より再開をいたしますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたしますが、2時50分より全員協議会を行いたいと思いますので、委員会室へ御参集くださるようお願いをいたします。以上です。

午後2時40分 散会